

特許庁委託事業

GCC 諸国、トルコ、エジプトおよびモロッコにおける並行輸入知財制度調査

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、特許庁の委託を受けて独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)が SMAS Intellectual Property の協力のもと作成したものであり、調査後の法律改正など によって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントはジェトロおよび SMAS Intellectual Property の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのと おりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび SMAS Intellectual Property は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは SMAS Intellectual Property が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

要約

国際貿易や自由なオンライン取引が着実に成長していく中、様々な国や知的財産権者にとって、並行輸入が問題となりつつある。本調査報告書では、GCC(湾岸協力理事会)諸国、エジプト、モロッコおよびトルコにおける並行輸入問題について概説していく。躍進目覚ましい新興経済圏であるこれらの国は、経済諸問題、とりわけ並行輸入の問題に直面している。本調査報告書は、GCC諸国、エジプト、モロッコおよびトルコにおける並行輸入が知的財産権に及ぼす影響に焦点を当てる。さらに各国において、並行貿易および知的財産権の消尽がどのような法律に準拠しているかについても、分かりやすく説明する。

方法論

本調査は、包括的な二次調査により展開された。本報告書を作成するために複数の二次情報源が用いられ、その中には、各国の法律、産業省・税関・経済局・世界知的所有権機関などの公的機関のウェブサイトの統計データ、公表された輸出/輸入データなどが含まれており、並行輸入に関する様々な側面について数字に基づく事実を提示するために2017年から2019年のデータが使用された。二次調査方法に加え、収集されたデータと合わせて現地で適用されている規則が分析された。

目次

序	•文	6
	知的財産の定義	6
	並行輸入の定義	6
	権利消尽の原則	7
	並行輸入が広がった理由	8
	並行輸入の問題点	8
第	第1章:GCC(湾岸協力理事会)諸国	10
	第 I 部:アラブ首長国連邦(UAE)	11
	第Ⅱ部:サウジアラビア王国	20
	第 III 部:クウェート	28
	第 IV 部:オマーン	35
	第 V 部:カタール	42
	第 VI 部:バーレーン	48
第	§ 2 章:トルコ	55
第	53章:エジプト	63
佯	5.4 章:モロッコ	. 70

序文

知的財産の定義

知的財産権とは、発明、文学・芸術作品、ビジネスで使用される記号・名称・画像など、知的創作物に係る権利である。知的財産は、産業財産と著作権という2つの主要なカテゴリーに分けられる(WIPO、2019年)¹。産業財産には、特許、意匠、商標その他の商業に関連する知的財産権が含まれる。著作権は、文学作品、映画、芸術作品、建築デザイン、絵画、芸術的パフォーマンスなどを対象とする。

保護される権利の種類に応じて、異なる種類の知的財産がある。



並行輸入の定義

「グレーマーケット」とも呼ばれる並行輸入は、権利者の許可を受けない真正品の流通である。この並行輸入とは、TRIPS協定により、さらに後の2001年11月のドーハ宣言により確立された概念であり、その定義上、ブランド所有者またはそのライセンシーにより製造された商

¹ https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=99&plang=EN

品の商業販売であるが、特定の法域向けに作られまたは包装された後、ブランド所有者の 意図とは異なる別の法域に輸入されることをいう(INTA(国際商標協会)、2019 年)²。並行 輸入を定義する上で、商品が真正品である一方、問題が、その商品をどのように市場に流 通されるかにあるということは広く認知されている。

権利消尽の原則

知的財産に関して最も重要な概念のひとつが、最初の販売原則としても知られる、権利消 尽の原則である。権利者は特定の知的財産権を最初に使用した後、その権利を失う。商標 権者は当該商標を付した製品の以後の商取引に対する支配権を失う。権利消尽の原則に は、3つの異なる観点がある。まず、正規品を他国から輸入する権利は、権利者またはその 正規販売店に帰属するという、国内/領域原則である。次に、権利消尽の国際原則では、 権利者の排他的権利は、特定の製品がいずれかの国で最初に商業流通した時点で、当該 製品に関して消尽したとみなされる。さらに、地域原則とは、その商品が権利者またはその 許可を受けた他者により特定の地域/領域において合法的に一般流通された場合、当該 権利に対する排他的権利は消尽したとみなされることを意味する。

このように消尽制度には、国内(または地域)制度と国際制度がある。どちらの方が望ましいかについては、これまで大きな議論の的となってきた。

「権利の国際消尽」

「国際消尽」とは、例えば、商標を用いる商品が商標権者またはその許可を受けた者により 世界のいずれかの場所で市場に出された場合、その商標権者は、世界のあらゆる場所で の当該商品の販売に関して自己の商標権を消尽したことになるという原則である。

「権利の国内(または地域)消尽」

「国内消尽」とは、例えば、商標を用いる商品が商標権者またはその許可を受けた者により、 特定の国/地域の市場に出された場合、当該国/地域に関してそのブランド所有者の商

² https://www.inta.org/Advocacy/Pages/ParallelImportsGrayMarket.aspx

標権は消尽したとみなされる制度である。かかる消尽は他の国/地域には適用されないため、商標権者は自己の商標権に基づき、他の市場における当該商品の無許可の販売を阻止することができる。

並行輸入が広がった理由

並行輸入が「世界的ブーム」となった主な理由は、その製品が模倣品ではないため、権利者または許可を受けた当事者の知的財産権を侵害しておらず、原則として違法とはみなされないことにある。

さらに並行輸入の場合、ブランド所有者または特定の国の正規販売店から直接、公式ルートを通して製品を入手した場合に並行輸入業者または再販業者が支払う価格と比べ、別の流通/輸送/販売ルートから当該製品を入手した場合の費用や価格の差額から、並行輸入業者は利益を得ることができる。

そのため並行輸入は一般的に、製品の最初の販売により対価を得ているブランド所有者は、もはや第三者による当該製品の以後の使用または再販売を支配することは許されないという事実により、正当化されている。ただし、これについては異論があり、たいていは立場の違いで意見が分かれる。

並行輸入の問題点

上記に概説したように、並行輸入は別のルートから輸入された真正品の流通である。このような製品は国内販売店にとって問題とみなされる。なぜなら安い価格で販売される上に、現在のブランドは様々な地域に拡大しているにもかかわらず、パッケージや成分に関しては国内の法律や基準に拘束されるため、製品の品質を管理できないという側面もある。例えば、大半のアラブ諸国において、パッケージに示される味、化学成分、電圧、さらに通常は基準当局が定める天候その他の条件に従い綿密に調査された電子機器の取扱説明をアラビア語に翻訳しなければならない。並行輸入の現象は、平凡な日用品から複雑な工業製品や医薬品に至るまで、全ての種類の業界や商品に影響を及ぼしている。並行輸入業者は、在庫品から、または特定の地域向けに製造され、本来は、別の地域に出荷されるべき製品を購入している。

並行輸入の背後にある経済レベルの厄介な問題は、安い価格で真正品を入手できることであり、これがブランド所有者や正規販売店に対する競争を生み出している。

ブランド所有者は基本的に以下に示す理由により、並行輸入は有害であり、自己の権利と 利益を侵害していると考えている。

- 不正競争 並行輸入業者または再販業者が提示する製品の価格は通常、 ブランド所有者または正規販売店が提示する製品の価格よりかなり低いため、 「並行」製品は最終的に、特定の国に正式に提供された当該製品と競合する。
- ブランド膨張 ブランド所有者が阻止したい手段により製品が入手可能となるため、ブランド価値はその排他性を失う可能性がある。
- ブランド費用 並行輸入業者/再販業者は、製品の販売促進に向けた費用 のかかる広告その他のメーカー努力を逃れている。
- ブランドの信用 ブランド所有者は現地の嗜好に合わせ、現地の法律(パッケージ、品質、サイズ、香料、成分、保証など)を遵守するために、特定の市場に向けた製品を頻繁に改良している。それゆえ、並行輸入は特定の国の消費者の期待にそぐわない可能性があるため、模倣品ではないにもかかわらず、間接的にブランドの信用を傷つけている。

以下の章では、様々なアラブ地域諸国、即ち GCC 諸国、エジプト、モロッコおよびトルコにおける並行輸入の現象について取り上げる。

第1章:GCC(湾岸協力理事会)諸国

第 I 部:アラブ首長国連邦(UAE)

国の概要

アラブ首長国連邦(UAE)は、アブダビ、ドバイ、シャールジャ、アジュマーン、ウンム・アル・カイワイン、ラアス・アル・ハイマおよびフジャイラの 7 つの首長国の連邦である。UAE の東はオマーンに接し、南と西はサウジアラビアに接している。

1950年代に石油が発見される前は、UAEの経済の基盤は漁業と真珠産業であった。しかし、石油の輸出が開始されて以降、国は一気に変貌した。現在では UAE の経済は非常に多様化している。この国は人気の高い観光地であり、様々な大陸と国をつなぐ世界的な商業の中心地となっている。

数字で見る UAE 貿易

UAE は活気に溢れた経済プラットフォームである。様々な大陸をつなぎ、各国の中継地点としての役割を果たす有名な商業の中心地である。

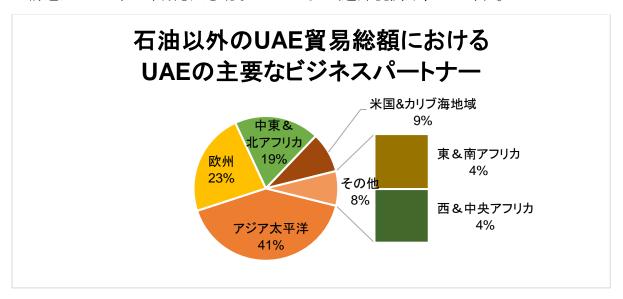
2018 年上半期における UAE の石油以外の貿易額は、以下に詳述されるように 7,842 億 AED である(連邦税関庁、2018 年)³。

連邦税関庁(FCA)によれば、2018年上半期における UAE の輸入額は、4,629 億 AED に達した。自然金と半加工金が輸入品の第 1 位で 12%、次が電話機器で 8%、車が輸入額の 6%を占め、宝飾品が 5.4%、ダイヤモンドが 4.6%を占めると発表されている(連邦税関庁、2018年)³。

UAE の輸出額は891 億 AED に達し、輸出品の中で第1位が金でUAE 総輸出額の24% を占め、アルミニウムが第2位で10%を占め、次にタバコと葉巻が6.2%、宝飾品が輸出全体の5.6%を占めている。さらに、一次製品のエチレン重合体が輸出全体の4%を占めている(連邦税関庁、2018年)3。

³ https://www.fca.gov.ae/en/news/pages/news135.aspx

UAE は世界中の様々なパートナーと戦略的なビジネス関係を構築している。これは UAE がかねてより戦略的パートナーとビジネス関係を維持してきたためであり、貿易パートナー の構造は 2018 年上半期も大きく変わっていない (連邦税関庁、2018 年)³。



UAE 外務省の統計データによれば、日本からの輸入額は全体の 4.82%であり、UAE の重要なパートナーの上位 5 位に入っており ⁴、その主な輸入品は輸送機器、電気機器、一般機械、食料品、原材料および鉱物性燃料である。

UAE と近隣の GCC 加盟国との貿易額は、2018 年上半期における石油以外の貿易総額の 11%を占めている。この額は 884 億 AED であり、そのうち 280 億 AED が輸入額、209 億 AED が輸出額、395 億 AED が再輸出額である(連邦税関庁、2018年)3。

UAE 税関

先述したように、UAE は7つの首長国で構成されている。この国の政治と体制は連邦制度を採用している。外交、安全保障と国防、国籍と移民、教育、公衆衛生、通貨、郵便・電話その他の通信サービス、航空交通管制、航空機のライセンス、労使関係、銀行業、領海の設定および犯罪者の引渡しに関する全ての問題は、連邦当局の管轄下にある。他の全ての問題は、各首長国が責任を負っている。

連邦税関庁(FCA: Federal Customs Authority)は、数年間にわたる戦略立案の後に創設されており、連邦令2003年第1号の発行により、2003年1月8日に設立された。FCAの主

⁴ https://www.uae-embassy.org/uae-us-relations/business-trade/open-economy

な職務は、関税政策を策定し、関税関連の法令の実施を管理し、国内および国際関係に おいて UAE の代表を務めることである。FCA が国全体の一般法規を管理する一方、各首 長国の税関当局は執行部門である。各首長国の関税政策は、共通関税法を遵守しつつ、 各首長国税関で策定されている。

UAE は、湾岸協力理事会(GCC)の加盟国でもある。そのため UAE 関税法は、GCC の共通関税法にも則している。

UAE には複数の港があり、世界海運評議会によれば、そのうち 2 港がコンテナ港の世界上位 50 位内に入っている(UAE 政府、2019年)5。UAE の主要 7 港湾を以下に示す。

- ザーイド港(Zayed Port) アブダビ市にあるザーイド港は、40年にわたり当該首長国の主要一般貨物港であった。この港は現在、クルーズ客船専用となっている。
- ハリファ港(Khalifa Port) アブダビ市にある大規模な港である。この港の商業活動は 2012 年 9 月に始まった。中東および北アフリカにおける最初の半自動コンテナターミナル港である。
- ミナラシッドおよびジュベルアリ港 (Mina Rashid and Jebel Ali Port) –ドバイにあり、これら 2 港は DP World により運営され、UAE における取引の極めて重要な役割を果たしている。
- コール・ファカンコンテナターミナル(KCT; Khor Fakkan Container Terminal) ーシャールジャにあるこの港は、この地域で唯一の自然深海港であり、深海コンテナ取引にとって戦略上重要な地点にある。
- ミナサクル港(Mina Sagr Port) ーラアス・アル・ハイマにある。
- フジャイラ港(Fujairah Port) オマーン湾にある戦略上重要な多目的港である。

並行輸入に関連する UAE の法律

並行輸入は、無許可の経路を通した真正品の販売であると共に、国外の特定の地域向けに製造された真正品の商取引でもある。「並行輸入」は主に真正品を取り扱っているため、模倣行為には関与していないと結論づけられる。このことを考慮して、並行輸入に係るUAEの法律、即ち、知的財産法および商業代理店法を検討していく。

 $^{^{5}\ \}underline{\text{https://www.government.ae/en/information-and-services/infrastructure/civic-facilities/seaports}$

UAE 知的財産法

UAE 知的財産法には、商標法 1992 年第 37 号、特許・意匠法 1992 年第 44 号、著作権・ 著作隣接権法 1992 年第 40 号が含まれる。

UAE 知的財産法に基づき、権利者は並行輸入により市場で流通する商品に対し、真正品であるがゆえに訴訟を起こすことができない。UAE 商標法により侵害とみなされるのは、以下の行為である。

第37条

以下のいずれかの行為をするあらゆる者は、禁錮刑および 5,000 AED 以上の罰金、または その一方により罰せられる。

- 1. 合法的に登録されている商標を模倣する、公衆に誤認を生じる方法で模倣する、または偽造/模倣した商標を悪意で使用する者
- 2. 他者が所有する登録商標を違法に使用する者
- 3. 他者が所有する登録商標を悪意で自己の製品に使用する者
- 4. 偽造/模倣した商標を付した製品を販売する、販売/流通目的で提供する、販売 目的で保有する、または違法と認識した上で表示する者
- 5. 偽造、模倣または違法に使用された商標により、意図的にサービスの提供を申し出る者

第38条

以下のいずれかの行為をするあらゆる者は、1年以下の禁錮刑および 5,000 AED 以上 1万 AED 以下の罰金により、またはその一方により罰せられる。

- 1. 本法第3条の2項、3項、4項、5項、6項、8項、9項、10項、11項、12項、13項および14項の規定に従い登録できない商標を使用する者⁶
- 2. 自己の標章または取引書類に関して、登録されていると誤認させるか、または登録 簿に登録されていない商品/役務に用いられると誤認させる記載をする者

⁶ https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ae/ae002en.pdf

このように UAE 商標法はいずれの条項においても、並行輸入を侵害行為として取り上げていない。商品が模倣されている、または所有者以外の者が所有権を主張する場合に限り、権利侵害が適用される。

知的財産権に基づき並行輸入が規制されないため、代理店法が正規販売店に多くの保護を与えている。

UAE 代理店法

UAE 市場において製品/サービスを商取引するために、ブランド所有者は販売代理店を利用することができる。当事者間の販売代理店契約は、商業代理店契約としても知られる。商業代理店・販売代理店契約は、連邦法 1981 年第 18 号およびその改正法に規定されている。しかし、かかる契約が代理店法に基づき保護されるのは、当該契約が経済省(MOE: Ministry of Economy) に正式に登録されている場合だけである。正式に登録しなければ、その契約は保護されない。商業代理店法に基づき、外国投資家は、「手数料または利潤といった金銭的対価と引き換えに、UAE 内で商品またはサービスを流通、販売、提示または提供する」国内代理人を立てる。経済省に契約を登録するには、以下の基準を満たさなければならない。

代理人は UAE 国民または UAE 国民が完全所有する会社でなければならない(代理店法第2条) 7 。

- 当該契約は排他的でなければならない(代理店法第5条)。
- 当該契約は1つ、複数または全部の首長国で定義された領域を対象としなければならない(代理店法第5条)。
- 商業代理店契約は、経済省に正式に登録しなければならない(代理店法第3条)。
- 代理人は、経済省の正規商業代理人リストに正式に記載されていなければならない。
- UAE 代理店法は、領域内の商取引を当該国内代理人に限定すると規定している。 代理店法第23条に従い、商業代理店が取り扱う商品は、当該商業代理人に限定され、他のいかなる者も当該代理人の事前の同意がない限り、当該製品を輸入/販売できない。

-

⁷ https://www.tlg.ae/source/uploads/ck_files/1548054590.pdf

代理店法は国内代理人の権利も保護しており、複数の国内代理人との新規契約締結の許 可および重大な理由のない契約違反に関して、投資家/事業者に厳しい条件を課してい る。

ドバイ税関

代理店法は、契約対象商品の選択領域への輸入を阻止する権利を国内代理人に与えて いるため、ドバイ税関は商業代理店契約の登録サービスを提供している。当該契約をドバイ 税関に登録しておけば、税関は経済省または国内代理人が同意するまで、商品の引渡し を阻止してくれる。このサービスの恩恵を受けるには、国内代理人はわずか 200 AED の料 金で税関に契約の登録を申請すればよい。ドバイ税関は、登録のためのオンライン申請を 提供している。料金が徴収されると、ドバイ税関は当該代理店情報を全ての税関センターに 配布する(ドバイ税関、2019年)8。

注意すべき点として、ドバイ税関は、UAEに登録代理人が存在するという情報が貿易業者 から提供されないために、コンテナがだめになってしまうという現象にも直面している。商品 が押収されると、そのコンテナは紛争解決まで保管される。これには長期間を要する場合も あるため、相当数のコンテナがだめになってしまう。

ドバイ経済局

ドバイ経済局(DED: Dubai Economy)も、DED 登録簿に契約を登録するサービスを国内代 理人に提供している。その背後にある目的は、国内代理人を商業詐欺から守ることである。 この登録サービスは、必要書類の提出により、オンラインで無償にて提供されている。

DED のこの新しいオンライン登録サービスの利用件数は、年を追って増加している。DED は 2019 年上半期に 29 件の販売代理店契約を登録しており、同期間における商業代理店 の苦情件数は 16 件で、2018 年の同時期に比べて 33%増加した(MENA HERALD、2019) 年)%。

⁸ http://www.dubaitrad<u>e.ae/record-trade-agency-new-request</u>

⁹ https://www.menaherald.com/en/business/events-services/dubai-economy-sees-63-increase-global-brands-seekingtrademark-protection

国内代理人は、権利侵害の疑いがある場合は必要書類を提出し、関連料金を支払うことにより、DED 知財ポータルサイト(IP Gateway)を通して DED に苦情を申し立てることができる。

権利の消尽原則

以上のことから、UAE において権利の国際消尽原則を適用できると結論づけられる。ただし、かかる原則は連邦代理店法に基づき制限されており、国内販売店は自己の排他的権利を守るために、様々な UAE 当局に輸入業者に対する苦情を申し立てることができる。ただし、この代理店法においても、以下に示す一部の商品は、上記の制限を免除されている10。

- 粉ミルクと練乳
- 冷凍野菜と缶詰野菜
- 子供向け食品と牛乳
- 鶏肉、調理油、米、小麦粉
- 魚製品、食肉と肉製品
- 茶葉、コーヒー
- チーズ、パスタ(マカロニ、バーミセリ)
- 砂糖
- おむつ

並行輸入を防止する手段と手続

並行輸入を強力に取り締まるには、ブランド所有者は自己の代理店契約(ある場合)を登録するために、各行政当局に対して必要な措置を講じるべきである。そのためにも代理店契約に関する意識啓発を通して、現地市場への並行輸入品の流入を制限するために関連法および各行政機関によりどのような手段が可能かについて、ブランド所有者が基本的な知識を得られるようにすることが極めて重要である。さらに各首長国で対策も異なるため、ブランド所有者は各首長国の実務についても理解を深める必要がある。

10 https://docsonline.wto.org/dol2fe/Pages/FE Search/ExportFile.aspx?Id=68125&filename=O/WT/TPR/S162-03.pdf

先述したように、登録された契約だけが UAE 法に基づく法的措置の恩恵に預かれる。未登録の契約は、商業代理店法第3条の「…上記登録簿に登録されていないあらゆる商業代理店は考慮の対象とならず、法律事件において審理されることもない」という規定に従い、強制力を及ぼすことができない。ブランド所有者は予算の制約や付随する事務手続を理由に、各法域において自己の代理店契約を登録しない選択をすることもある。そのため、並行輸入に関して、ブランド所有者が権利を行使することには、障害や問題に直面することがある。

並行輸入事件

• 事件1:

UAE では並行輸入を認めない判決が下されている。国内正規販売店の許可を得ずに市販していた DVD の強制捜査後、2009 年にドバイ裁判所は 6 名に禁錮刑を言い渡し、その中の店舗経営者は 2 か月の禁錮刑と 2 万 AED の罰金、および国外追放を宣告された (AL BAYAN 紙、2009 年) 11。

• 事件 2: 中古車市場

日本、米国その他の国々から輸入されたと明確に言及する自動車広告を見かけることも珍しくない。このような車は、国内正規販売店を通して販売されるものより、かなり安く売られている。ドバイのアル・アウィール市場、シャールジャのアル・ハラージュ市場など様々な首長国の中古車市場は、外国からの輸入車の販売で知られており、グレーマーケットともみなされている。これらの車は市場で流通しており、国内基準を満たすよう改造されている可能性もある。他のモデルは UAE 市場で正規メーカーにより販売されておらず、依然としてカーディーラーにより輸入販売されている(Thenational 紙、2015 年)12。グレーマーケットを通して販売された車は、機能に関して国内の天候に適していない可能性もある。

UAE は、仕向地の市場と比べて価格が低いため、他のアラブ諸国市場への自動車輸出の プラットフォームでもある。

_

¹¹ https://www.albayan.ae/across-the-uae/2009-10-13-1.480074

¹² https://www.thenational.ae/lifestyle/motoring/grey-imports-thrive-in-the-uae-s-motoring-marketplace-1.25138

並行輸入は、製品が真正品であり模倣品ではないため、UAE では違法とはみなされていない。ただし、並行輸入は商業代理店法に基づき、様々な措置を通して阻止することができる。国内販売店は、ドバイ税関およびドバイ経済開発局への販売店契約の登録など、UAE市場への並行輸入品の流入を抑制するためのいくつかの選択肢を有している。

• 事件 3:タイヤの並行輸入

異なる気候条件や湾岸諸国標準化機構(GSO)が定める特別基準のため、他国から輸入されたタイヤは GCC が課す基準を満たさない恐れがある。加えて、このようなタイヤは GCC 諸国、とりわけ UAE の高温気候条件に耐えるように製造されていないため、エンドユーザーに危害を及ぼす可能性もある。そのため、反不正商品法 2016 年第 19 号に基づき、グレーマーケットでのタイヤの販売は禁じられ、販売業者には同法により、重い罰金と処罰を課す可能性があると報じられている(Khaleej Times、2017 年) ¹³。

¹³ https://www.khaleejtimes.com/news/crime/new-uae-law-to-prevent-illegal-tyres-sale-in-parallel-market

第Ⅱ部:サウジアラビア王国

国の概要

一般にサウジアラビアとして知られるサウジアラビア王国は、アラビア半島で最も大きな国

である。サウジアラビアの面積は約 215 万平方キロメートルである。周囲をペルシア湾、アラ

ブ首長国連邦、カタール、紅海、クウェート、イラク、ヨルダン、イエメンおよびオマーンなど

に囲まれている。

首都のリヤドは国内最大の都市であり、ほとんどの行政官庁がリヤドに置かれている。

ジェッダはリヤドに次ぐ大都市で、サウジアラビアの商業の中心地とみなされている。他の主

要都市はメッカ、メディナ、ホフーフ、タイフ、ダンマーム、ブライダ、コバールおよびタブーク

である。

サウジ経済では、石油が極めて重要な役割を担っている。サウジアラビアは世界最大の石

油産出国であり輸出国でもある。現在は多種多様な工業製品も生産し、世界中に輸出して

いる。サウジアラビアは 2005 年に世界貿易機関(WTO)に加盟した。これによりグローバル

市場にサウジ製品を拡大する機会が広がり、また、同王国への商品の輸入も容易となって

いる。

国内および外国の民間投資を支える取り組みにおいて、サウジアラビアはサウジアラビア

総合投資院(SAGIA)を設立した。この国は現在、発電、通信、天然ガス開発、石油化学分

野の強化にも力を注いでいる。なお、2020年2月、SAGIAは投資省へと改編されることが

発表されている。

経済状況

輸出相手国の上位は、2018年の記録によれば、中国、日本、インド、韓国、米国および

UAE である。基本的な経済統計データの一部を以下に示す ¹⁴。

• GDP:6,867 億 USドル

一人当たりGDP:2万3,535 USドル

14 https://www.stats.gov.sa/sites/default/files/imports2018.pdf

- インフレ率:-1.3%
- 輸出総額: 2,940 億 USドル(1 兆 1,039 億 SAR) (2018 年概算)
 2018 年の同王国の輸出総額は、1 兆 1,039 億 SAR で、前年より2,720 億 1,900 万 SAR (32.7%) 増加した。
- 輸入総額:1,370 億 USドル(5,139 億 9,300 万 SAR) (2018 年概算)
 2018 年の同王国の輸入総額は、5,139 億 9,300 万 SAR で、前年より95 億 4,600 万 S.R. (1.89%) 増加した。
- 総人口:3,170万人(2016年概算)

KSA(サウジアラビア王国)と世界諸国

2009 年から 2018 年の期間における年間の貿易額は、1 兆 790 億 SAR から 2 兆 400 億 SAR と概算されている。同期間における貿易収支黒字は、概算値で 2015 年の 1,080 億 SAR から、2011 年の 8,740 億 SAR とされている。2018 年の貿易収支黒字は、約 5,900 億 SAR であった。同期間全体において、輸出額は 2012 年にピークを記録し、1 兆 4,570 億 SAR であった。最も低かったのは 2016 年の 6,880 億 SAR である。

2018年における KSA からの主要輸出国は、中国、日本、インド、韓国、米国、アラブ首長国連邦、シンガポール、オランダ、ベルギーおよび台湾であった。これらの国への輸出額合計は、KSA 輸出総額の 69%に相当する。2018年における KSA からこれらの国への主要輸出品は、原油と原油製品、エチレン重合体などのプラスチックとプラスチック製品、一次製品のプロピレン重合体、エーテル/エーテルアルコール/非環式アルコール&ハロゲン化誘導体/環式&非環式炭化水素/窒素化合物/カルボン酸などの有機化合物、アンモニアなどの無機化合物、化学肥料、アルミニウム、絶縁線および金であった。

2015年に KSA の輸入額は 6,550億 SAR となり、最大輸入額を記録し、最も低かったのは 2009年で 3,580億 SAR であった。

2018年におけるKSAの主要輸入国は、中国、米国、UAE、ドイツ、インド、日本、フランス、韓国、イタリアおよび英国であった。これらの国からの輸入額合計は、KDA輸入総額の64%を占める。2018年におけるこれらの国からの主要輸入品は、一般輸送車両、電話、医薬品、ガソリン、石油精製物と製剤、金、航空機の部品、大麦、船舶、導管やタンクなどの蛇口/栓/バルブなど、コンピュータハードウェア、米、鶏肉、重機の部品、タイヤ、鉄であっ

KSAの貿易収支:

貿易収支	取引額	輸入額	輸出額	年
362,819	1,079,400	358,290	721,109	2009
541,050	1,342,521	400,736	941,785	2010
874,171	1,861,069	493,449	1,367,620	2011
873,029	2,039,975	583,473	1,456,502	2012
778,941	2,040,106	630,582	1,409,523	2013
632,246	1,935,997	651,876	1,284,122	2014
108,280	1,418,346	655,033	763,313	2015
162,787	1,214,059	525,636	688,423	2016
327,435	1,336,328	504,447	831,881	2017
589,908	1,617,893	513,993	1,103,900	2018



出典:https://www.stats.gov.sa

サウジアラビアは合計 9 つの港を有し、そのうち 6 港は商業用港、それ以外は工業用港である。これらの港は、Mawani と呼ばれるサウジ港湾局が管理している。リヤド・ドライポートは、サウジアラビア最大の内陸港である。

サウジアラビアの水際取締り対策は、非常に効果的である。サウジ税関は厳格に法律を執行する。情報提供を受けた場合、または一応の証拠に基づき、税関は貨物を差し止め、画像その他の書類をブランド所有者または登録代理人に送る。代理人またはブランド所有者は数日以内に、真正品であることを証明する確認書により応答しなければならない。法律に従い、商標権者はサウジ税関の決定の発行から 10 日以内に、裁判所に提訴しなければならない。

主要港:

• ジェッダイスラム港(Jeddah Islamic port)

- キング・アブドルアジズ港ダンマーム(King Abdul Aziz Port Dammam)
- キング・ファハド工業港ヤンブー(King Fahad Industrial Port Yanbu)

小規模港:

- キング・ファハド工業港ジュバイル (King Fahad Industrial Port Jubail)
- ジュバイル商業港(Jubail Commercial port)
- ヤンブー商業港(Yanbu Commercial Port)
- ジーザーン港(Jizan Port)
- ディバ港(Dhiba Port)
- ラス・アル・ハイル港(Ras Al Khair Port)

KSA における知的財産法と並行輸入

サウジアラビアには、国内の知的財産を保護するための様々な法律がある。サウジ知的財産総局(SAIP:Saudi Authority for Intellectual Property)と呼ばれる、新しい知的財産機関が設立されており、SAIP は、KSA における知的財産権を包括的に規制、促進および保護する。

SAIPの戦略的目標の一部を以下に示す。

- KSAの知的財産法及び実施細則を策定/改正
- ベストプラクティスおよび国際基準に従い、高品質の効率的な知的財産サービスを 提供する
- KSA 全体において知的財産権の価値に関する意識を向上させる
- KSA における知的財産エコシステムの発展を生み出す環境を奨励し支援する
- 知的財産情報を提供し、知的財産の商業化と利用を支援する
- 知的財産の保護に向けて執行機関と緊密に協力する
- 外国における KSA の知的財産の利益を促進するために、地域および国際知的財産機関と協力する

並行輸入に関連する知的財産法

- GCC 加盟国の商標法を承認する、ヒジュラ暦 1435 年 7 月 26 日 (西暦 2014 年 5 月 26 日) 付勅令第 M/51 号 (2016 年)
- 特許・集積回路の回路配置・植物品種・意匠法(ヒジュラ暦 1425 年 5 月 29 日(西暦 2004 年 7 月 17 日)付勅令第 M/27 号により公布)(2004 年)
- 著作権法(ヒジュラ暦 1424年7月2日(西暦 2003年8月30日)付勅令第 M/41号
 により公布)(2003年)
- 商標法(ヒジュラ暦 1423 年 5 月 28 日(西暦 2002 年 8 月 7 日)付勅令第 M/21 号により公布)(2002 年)
- 商号法(ヒジュラ暦 1420年8月12日(西暦 1999年11月20日)付勅令第 M/15号により公布)(2000年)

商標法

サウジアラビアで制定された商標法は、ヒジュラ暦 1435 年 7 月 26 日(西暦 2014 年 5 月 26 日)付勅令第 M/51 号であり、GCC 加盟国の商標法(2016 年)を施行している。

GCC 商標法は第39条において、第38条に従い税関当局に与えられた侵害品を押収する権限は、権利者またはその許可を受けた者により輸出国において市場に提供された商品を税関が押収することを許すものではない、と規定している。この規定は、並行輸入品を対象にしていると思われるため、GCC 商標法に基づき税関は並行輸入品を押収することはできない。

この規定は、GCC 商標法の他のいずれの条項も引用しておらず、第38条のみを引用していることから、同法第41条に定める、損害賠償などの他の救済措置により、ブランド所有者は、並行輸入品により引き起こされる可能性のある損害に対して追加の保護権を与えられる可能性はあるかもしれない。

特許法

特許法は並行輸入の概念に言及していない。

特許権者は自己の知的財産に対する独占権を有する。その保護期間中における当該権利のあらゆる実施は、特許権者の承認を必要とする。公益または国家安全保障のために強

制実施権が与えられる場合でさえ、その条件、料金および期限に関する厳密な要件に従い正式な申請を提出しなければならず、登録官から正式な許可書を発行してもらう必要がある。

商法(Commercial Particulars Law)

商法は並行輸入問題を直接取り上げていない。ただし、サウジ市場に輸入される各製品には、商法に従いアラビア語で表示しなければならない、と同法は規定している。商品には、生産者名と生産国、当該製品の番号・容量・サイズ・重量、生産日、有効期限および成分を表示しなければならない。しかし、並行輸入された製品はこれらの条件を満たしていない。

商業代理店法

商業代理店法は、並行輸入の概念について規定していないが、輸入業者が正式な商業代理人登録簿において適正に資格を与えられている場合を除いて、輸入業者が商業代理人として行動することを禁じている。登録簿に登録されるには、輸入業者は、輸出業者の名前、製品の種類、契約の日付と期間が記載されたブランド所有者との契約書を含め、詳細な内容を提出しなければならない。

並行輸入を防止する手段と手続

ブランド所有者は並行輸入品の防止だけでなく、やみ市場/模倣行為および商標や著作権などの知的財産権の侵害を防止するためにも、ブランド保護戦略・計画の策定を検討すべきである。成功の可能性を最大限にするため、ブランド所有者はブランド保護の専門家との協力を視野に入れた方がよい。著作権保護に関して、著作権者は、著作物を侵害する印刷物、製作物、刊行物または販売に気づいた場合、または著作物を侵害する関連コピーや資料を作成する場合には、当局に侵害を報告すべきである。当局はその後、その違法行為に関して最終決定を下す責任を負う。

商標権者が、正規ブランドの信用に便乗してブランドイメージを傷つける、異なる区分における自己の商標の使用を目撃した場合には、不正競争を根拠に並行輸入訴訟を起こすことが望ましい。

典型的事例

サウジアラビアにおいて並行輸入に関する複数の事例がある。被害を受けた商品の一部は、著作権で保護される書籍、電子機器、日用品 (FMCG: Fast-moving consumer goods) などである。サウジアラビアにおける著作権保護により、同国で販売が許可されていないコピーの並行商業輸出および輸入は許されない。それゆえ並行輸入は侵害とみなされる。

当局によれば、最も多い著作権侵害は DVD および CD に関するものである。侵害品は仮差押え、没収と廃棄および制裁の適用対象となる。著作権侵害者には 25 万 SAR 以上の罰金に加え、6 か月以上の禁錮刑が科せられる。

当局による著作権法に基づくエンフォースメントに加え、商業投資省(MoCI: Ministry of Commerce and Investment)は、適合性評価・検査・認証の一括体制として、適合性評価プログラム(CAP)を導入しており、これに基づき、貨物のサウジアラビアへの入国が許可され、到着後速やかな通関手続が行われる。

適用されるサウジ基準または承認された代替基準(国際基準や例外的な国内基準など)が遵守されていると、積込み前に適合証明書(CoC)が発行される。サウジ基準および代替基準の詳細は、管轄官庁または登録・ライセンスセンターに請求すれば入手可能なCAP技術文書に記載されている。CAPによりサウジ消費者は、証明された製品が危害の恐れのない、サウジアラビアでの使用に適したものであることを保証される。製造業者は、自社製品がサウジアラビアの要件を満たしていると証明されるため恩恵を受ける。輸出業者および輸入業者は、貨物が拒絶される心配なく、速やかに通関できるため、円滑な通関手続により恩恵を受ける。CAPはサウジアラビアに輸出された全ての消費者製品に適用される。サウジ要件の試験を実施するには、サウジにより承認された、または国内的/国際的な認可を受けた幅広い範囲の試験機関を利用できる。サウジアラビアにおける適合性評価プログラムの主な目的は、公衆衛生と安全、国家安全保障、宗教および公衆道徳を守り、詐欺的行為を防止することである。

結論

全体としてサウジアラビアには、領域内における商標の並行輸入を防止する法律はない。 しかし著作権は、侵害とみなされる並行輸入から保護される。ただし、並行輸入またはグレーマーケティングという用語はどの法律にも見当たらない。税関当局だけが偽造品、模倣 品、混同を招く製品、および国内仕様・基準を満たさない製品の入国を阻止している。そのため、真正品の輸入は、自由貿易協定および独占禁止と公正な競争に沿った概念に基づいて許されている。さらに、管轄の政府部門や裁判所は、並行輸入品が他の法律に違反しない限り、並行輸入品に対して措置を講じない。

第 III 部:クウェート

国の概要

クウェート国(以下、「クウェート」)は、ペルシア湾に面し、イラクとサウジアラビアに挟まれて位置する中東地域の国である。砂漠の国で、夏は酷暑であり、冬は涼しいが短い。最新の統計データによれば、クウェートの総人口は475万人で、約141万人がクウェート人、334万人が国外からの移住者で総人口の70%を占めている15。

政治制度は立憲君主制である。君主は首長であり、政府の長は首相である。クウェートは混合経済システムを採用しており、多様な個人の自由と、中央集権的な経済計画および政府規制が組み合わされている。クウェートはアラブ諸国連盟(アラブ連盟)および湾岸協力理事会(GCC)の加盟国である。

経済概要

統計データによれば、クウェートは 2019 年第 1 四半期において、23 億 8,370 万 KWD の貿易黒字を記録した。1993 年から 2019 年までのクウェートの貿易収支の平均は 21 億 3674 万 KWD で、2012 年第 1 四半期に 70 億 6590 万 KWD の最高記録に達し、最低記録は 1998 年第 2 四半期の 2,530 万 KWD であった。

クウェートの輸出国/輸入国の上位10位を以下に示す。

_

¹⁵ https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kuwait/data.html

上位 10 位の輸出国

国	輸出額 USドル
インド	\$1,139,862,219
中国	\$952,567,704
アラブ首長国連邦	\$797,857,305
イラク	\$623,854,127
サウジアラビア	\$548,733,763
カタール	\$428,821,588
パキスタン	\$289,406,875
オマーン	\$200,879,835
トノレコ	\$156,313,843
ヨルダン	\$96,913,363

出典: https://globaledge.msu.edu/countries/kuwait/tradestats

上位 10 位の輸入国

国	輸入額 USドル
中国	\$5,978,934,096
米国	\$3,104,011,461
アラブ首長国連邦	\$3,099,987,498
日本	\$2,104,387,815
ドイツ	\$2,044,904,417
サウジアラビア	\$2,042,103,872
インド	\$1,861,186,032
イタリア	\$1,585,596,629
韓国	\$1,407,865,186
英国	\$899,716,015

出典: https://globaledge.msu.edu/countries/kuwait/tradestats

クウェート輸出品/輸入品の上位 10 位を以下に示す。

上位 10 位の輸出品

HSコード(統計品目番号)	輸出額 USドル
(27) 石油·鉱物性燃料	\$65,391,330,025
(29) 有機化合物	\$2,103,505,758
(87) 自動車・自動車部品	\$811,859,284
(39) プラスチック製品	\$811,789,572
(84) 産業機械	\$287,039,468
(89) 船舶	\$225,806,692
(85) 電気機器	\$202,004,864
(38) 化学製品	\$152,667,347
(31) 肥料	\$135,409,871
(99) 別項に特記ない品目	\$133,701,332

出典: https://globaledge.msu.edu/countries/kuwait/tradestats

上位 10 位の輸入品

HSコード(統計品目番号)	輸入額 USドル
(84) 産業機械	\$4,759,942,403
(85) 電気機器	\$4,236,259,476
(87) 自動車・自動車部品	\$4,142,623,030
(73) 鉄鋼製品	\$2,155,296,776
(71) 貴石•貴金属	\$1,389,135,514
(30) 医薬品	\$1,326,662,066
(90) 精密機器	\$1,084,680,879
(72) 鉄鋼	\$1,010,055,521
(39) プラスチック製品	\$857,415,429
(94) 家具	\$742,399,463

出典: https://globaledge.msu.edu/countries/kuwait/tradestats

並行輸入および権利の消尽原則に関連する法令

クウェートにおける現行法令には、並行輸入に直接言及する具体的な規定は存在しない。 さらにクウェートにおける権利消尽の種類は、国際消尽である。そのためブランド所有者に は、国内市場への真正品の並行輸入を禁じる権利はない。

さらに、商業代理店法(法律 2015 年第 13 号)に従い、独占は禁じられているため、複数の代理人/当事者による輸入が可能である。

基本的に、あらゆる製品の輸入はクウェートにおける1名の当事者に限定されていないため、並行輸入品は容易に同国に入ることができる。また、正規品を輸入する際に、ブランド 所有者の承認を得るのは義務ではない。

したがって、並行輸入はクウェートにおいて許されている。

並行輸入を防止する手段と手続

商事管轄権に関するクウェート国内法が策定中である。それゆえ将来は、並行輸入規定 が輸入品の制限に適用されるようになる可能性があるかもしれない。

クウェート政府は、「クウェート・ビジョン 2035」 ¹⁶に基づき、「ニュー・クウェート」を打ち立てようとしている。このビジョンは、政府機関が、適切なインフラ、先進的な法制度、魅力的なビジネス環境を提供することを目的としている。これは、投資家を魅了し、競争を促し、商品価格に悪影響を及ぼす活動を効果的になくすことになるだろう。そのうえで、競争経済に影響を及ぼすであろう、異常な価格の製品が、大量に流通することに細心の注意が払われるであろう。

しかし当面は、並行輸入を防止する効果的な手段は、契約上の義務によりもたらされるかもしれない。先の述べたとおり、ブランド所有者は国内市場への真正品の並行輸入を禁じる権利はないが、契約条項の一部として、独占代理人は第三者によるクウェートへの商品の

¹⁶ http://www.newkuwait.gov.kw/home.aspx

輸入を禁止できる可能性があるかもしれない。国内裁判所は、独占代理人が被る逸失利益 や損害を理由に、無許可の輸入を制限することを検討できるようになるかもしれない。

典型的事例

これまでの実務において、並行輸入に関して有用な事件または裁判所その他の裁定は存在しない。

第 IV 部:オマーン

国の概要

オマーン国はペルシア湾の入り口という独特な立地にある。陸の境界線は UAE、サウジア ラビアおよびイエメンと接しているが、海の境界線はイランおよびパキスタンと共有している。 オマーンの経済は石油とガスに依存してきたが、現在では観光がオマーン経済の主要な 産業になっている。

オマーン税関

オマーンは世界税関機構(WCO)に加盟しており、統一関税システムを遵守している。 オマーンには8つの主要港がある。

- スルタン・カブース港(Port Sultan Qaboos):地域の中核として理想的な場所であり、国際市場、とりわけインド亜大陸およびアジアの市場への入り口となっている。Port Services Corporation(SAOG)がこの港を管理運営している。革新的かつ進歩的方針および港湾運営の先駆的な取り組みによる競争上の優位性こそが、この港をオマーンの港の中でも屈指の存在に押し上げている。
- サラーラ港(Port of Salalah): Salalah Port Services Company SAOG は、A.P. Moller Maersk グループが最大株主で 30%、オマーン政府が 20%、国内民間セクターが 19%、政府年金基金が 11%を所有し、さらに 20%がマスカット証券取引所で取引されている。
- ソハール港(Port of Sohar):物流、石油化学および金属の3つの産業が集まる自由貿易地域である。この港は食品部門でも有名である。生鮮食品および加工食品消費の急成長が報告されている、約20億人の消費者市場へのアクセルセンターである。
- カサブ港(Port of Khasab):この港の主な利点はホルムズ海峡に近いことである。ムサン ダム特別行政区における商業交通を促進し、この地域の経済に貢献するために、政府 から注目されており、複数の開発プロジェクトの対象になっている。
- シナース港(Port of Shinas):シナース港は現在、イランとの間で貨物を輸送する小型ダウ船を取り扱い、ドバイ経由で欧州に輸出する魚をトラックに積み込んでいる。
- ドゥクム港(Port of Duqm):オマーンの近代史上最大の経済構想であり、この大規模な開発事業を支える長期ビジョンが掲げられている。オマーンにおける主要港のひとつでもある。

- ミナアルファハル (Mina Al Fahal):マスカットに近いオマーンの北東部にある沿岸地域に位置する。原油と精製品が、海中パイプラインおよび SBM (一点係留ブイ)システムにより、ミナアルファハルからタンカーに積み込まれる。
- カルハット LNG(Qalhat LNG):マスカットの南東 230 km にある液化天然ガスプラントと 埠頭であり、年間 330 万トンの天然ガスを輸出している。

数字で見るオマーン貿易

2017年にオマーンの輸出額は312億 USドル、輸入額は298億 USドルであったため、13億 4,000万 USドルの貿易黒字となった。2017年のオマーンのGDPは726億 USドルで、 一人当たりGDPは4万1,700USドルであった。

オマーンの上位輸出品は、HS(統一システム)分類の1992年版を用いて、原油(136億USドル)、石油ガス(32億9,000万USドル)、石油精製品(28億1,000万USドル)、鉄鉱石(10億USドル)および非環式アルコール(6億7,200万USドル)である。上位輸入品は、車(22億1,000万USドル)、飛行機・ヘリコプター・宇宙船(14億7,000万USドル)、石油精製品(14億2,000万USドル)、金(7億6,800万USドル)およびガスタービン(6億9,100万USドル)である。

オマーンの上位輸出国は、中国(121 億 USドル)、インド(28 億 7,000 万 USドル)、アラブ 首長国連邦(22 億 5,000 万 USドル)、韓国(21 億 3,000 万 USドル) および日本(17 億 1,000 万 USドル)である。上位輸入国は、アラブ首長国連邦(101 億 USドル)、日本(22 億 USドル)、英国(20 億 3,000 万 USドル)、中国(18 億 8,000 万 USドル) およびインド(16 億 USドル)である ¹⁷。

並行輸入とオマーンの法律

オマーンは、勅令 1977 年 26 号により公布された旧商業代理店法を改正した、2014 年 7 月 21 日発効の勅令 2014 年 34 号により、商業代理店法を大幅に変更した。旧法には典型的な代理人保護規定が含まれていたものの、オマーンは、非独占的に複数の代理人を任命できるように同法の別の改正をした 1996 年以降、かなり自由主義的な商業代理店制度を採用してきた。

_

¹⁷ https://oec.world/en/profile/country/omn/

2014年の法改正により、4つの重要な変更が導入されている。

- 登録代理人の報酬は、もはや法律により明確に規定されていない。商業代理店契約の当事者は、これらの契約の更新および終了の条件を自由に定められるようになり、報酬が法律により明確に規定されなくなった。ただし、代理人は依然として契約違反の賠償請求を行うことができる。
- 登録代理人は、もはや並行輸入の手数料を請求する権利がない。法改正により、外国事業者が自らまたは第三者を通して自己の商品/サービスを販売/提供することを禁じる規定も廃止された。これに伴い、代理人は、並行輸入に対して、事業者に手数料を請求する権利を失った。登録代理人は事実上、正規メーカーの保証を提供し、法律により義務づけられたアフターサービスを提供する法定義務を負う可能性がある一方で、当該代理人を通さない他の販売については手数料を請求できなくなった。
- **商工大臣は、もはや商品の輸入を禁止する法的権限を有さない。**以前は、商工大臣は、登録代理店と事業者との間で紛争が生じ、事業者が正当な理由なく当該代理店を解約した場合には、商品の輸入を禁止する法的権限を有していた(実際問題として、この規定はWTO条約の義務に従い実施されていなかったため、この法改正は実務に影響を及ぼさない)。
- 新しい独占禁止権限が閣僚評議会に与えられている。閣僚評議会は、公共消費者 保護局の勧告に基づいて、市場価格または商品の供給と需要に悪影響を及ぼすお それのある、特定の種類の商品/サービスに対する独占を禁止することができる。

オマーンに商品/サービスを輸出する外国企業は、複数の国内企業と代理店契約を結ぶ ことができ、オマーン政府は独占輸入代理店の排他的権利を認めないと、商工省は述べて いる。

上記に示したのは、国内市場において魅力的な価格で商品/サービスを入手可能にすることを目的として、制定された商業代理店法の改正の一部である。「この改正の理由は、政府が健全な市場にとって商業代理店の重要性と複数の代理店の必要性を認識しているためである」と、商工省は述べている。

1996年の商業代理店法の改正では、単一の代理店の独占権を取り消し、2014年の改正では、登録国内代理人の優遇措置を取り消した。そのため、オマーンで現在、国内代理店の独占輸入権を保護する法律はない。

複数の会社による同じ商品/サービスの輸入(または並行輸入)は、法律上許されており、かかる輸入に対して追加の手数料または代理店報酬は存在しない。これらの輸入許可は、会社でも個人でも取得できる。ただし、個人の場合は、個人で使用するためだけに商品/サービスを輸入できると、商工省は述べている。登録代理人は、商品を輸入する他の会社に手数料を請求する権利をもはや与えられていない。国内代理人の輸入活動は、外国人と国内代理人との契約を通して保護される。

このような開放的な許可制度を通して、中小企業(SME)は、第三者の輸入要件に左右されることなく、自ら使用するために外国製品を輸入できるようになると、商工省は述べている。 税関とのやり取りを自動化する電子税関プラットフォーム Bayan システムを通して、貿易業者は自らの輸入に必要な許可を容易に得ることができ、時間と労力を節約できる。

オマーンの知的財産法

オマーンの知的財産に関する法律の大半は、2000年に制定された。その後、米国との二 国間貿易協定に従うために、知財法は2008年に改正されている(表 IV.1)。

商工省(MOCI: Ministry of Commerce and industry)は、傘下の知的財産部を通して、特許、著作権・著作隣接権および商標のそれぞれに関する政策の策定および実施に責任を負っている。商工省は知財法の実施において、国家遺産文化省や情報省といった他の関連省庁と協力している。知的財産問題に責任を負う他の機関は、水際措置に関連する問題については税関総局、権利行使問題については裁判所がある。さらに、GCC 特許庁(サウジアラビアのリヤド)もある。

オマーンは様々な国際知的財産条約および協定に加盟している(表 IV.2)。

表 IV.1 2008 改正の IPR 法の概要

IPR	主要な法律	保護期間
著作権	著作権•著作隣接権	著作者の生存期間および死後 70 年(単独
	に関する勅令 2008年	及び共同著作物で著者が知られている場
	第 65 号	合)
		公表から90年(著作者が無名または変名の
		の場合)
		創作から120年(著作者が無名または変名
		であり、公開されていない場合)
特許	勅令 2008年131号	出願日から20年
	で改正された、知的	
	財産に関する勅令	
	2008年第67号	
商標	同上	出願日から10年;10年ごとに更新可能
地理的表示	同上	指定なし
集積回路	同上	最初の商業利用から10年
意匠	同上	出願日から5年;その後、5年ごとに2回更
		新可能

表 IV.2 国際 IPR 協定への加盟、2008 年

条約または協定	発効日
WIPO	1997年2月19日
文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約	1997年7月14日
工業所有権の保護に関するパリ条約	1997年7月14日
特許協力条約	2001年10月26日
実演及びレコードに関する WIPO 条約	2005年9月20日
WIPO 著作権条約	2005年9月20日
特許手続上の微生物寄託の国際承認に関するブダペスト条約お	2007年10月16日
よび規則	
標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(マドリッドプロト	2007年10月16日
コル)	
特許法条約	2007年10月16日
商標法条約	2007年10月16日
衛星送信される番組伝送信号の伝達に関するブラッセル条約	2008年3月18日
意匠の国際寄託に関するハーグ協定条約	2009年3月4日
UPOV 条約	2009年11月22日

出典:オマーンの当局により提供された情報

並行輸入を防止する手段と手続

オマーンにおける外国直接投資を促進するため、オマーンの国内法は並行輸入を許可している。ただし、並行輸入業者が反競争的行為などの権利の濫用とみなされる特定の行為に携わっていることを商標権者が立証できる場合には、このような立証がグレーマーケットへの輸入を阻止する唯一の方法であるかもしれない。

典型的事例

オマーンにおける並行輸入に関する訴訟事件または判決の証拠は見つからなかった。

結論

並行輸入はオマーンでは合法である。オマーンの税関は、国内基準/仕様の遵守を除き、 並行輸入品を取り締まることはない。正規品を輸入する際にブランド所有者の承認を得るこ とは義務ではない。ただし、税関当局は、真正品/正規品であると確認されるまで製品を留 置する権利を有している。並行輸入に関する判例は存在しない。

第 V 部:カタール

国の概要

カタールはペルシア湾に位置し、陸の境界線はサウジアラビアと接し、海の境界線はアラブ首長国連邦、バーレーンおよびイラクと共有している。カタールは、世界 3 位の天然ガス 埋蔵量および石油埋蔵量のために高所得経済国である。

カタール税関

税関総局は、準拠法に従い国内外の商品の輸出入を監視する責任を負う政府機関である。 税関総局は、財務省の関連機関である。

税関総局はその設立目的を果たすため、さらに税関の法的権限を行使可能にするために、権限の中核である複数の法令を適用する。最も重要なものが、法律 2000 年第 40 号により公布された関税法とその施行規則、統一関税規則、閣僚評議会の決定、および上述の法令の規定を実施するために発行された省令である。税関総局は、商品の輸出入を専門とする公共および民間セクターのパートナーとも協力している。

カタールの主要港:

アルライヤン・マリンターミナル (Al Rayyan Marine Terminal)

アルシャヒーン・ターミナル (Al Shaeen Terminal)

アルワクラ港(Port of Al Wakrah.)

ドーハ港(Port of Doha)

ハルル島港(Port of Halul Island)

ラスラファン港 (Port of Ras Laffan)

ウンムサイード(メサイード)港(Port of Umm Said (Mesaieed))

数字で見るカタール貿易

2017 年にカタールの輸出額は 523 億 USドル、輸入額は 216 億 USドルであったため、307 億ドルの貿易黒字であった。2017 年のカタールの GDP は 1,660 億 USドルであった。

上位輸出品は、HS(統一システム)分類の1992年版を用いて、石油ガス(255億USドル)、 原油(134億USドル)、石油精製品(63億4.000万USドル)、エチレン重合体(20億4.000 万 USドル)およびアルミニウム (10 億 6,000 万 USドル)である。上位輸入品は、飛行機・ヘリコプター・宇宙船 (18 億 6,000 万 USドル)、車 <math>(13 億 4,000 万 USドル)、ガスタービン (11 億 9,000 万 USドル)、宝石類 (10 億 2,000 万 USドル) およびレジャー用ボート (5 億 6,700 万 USドル) である。

カタールの上位輸出国は、韓国(103 億 USドル)、日本(100 億 USドル)、インド(75 億 1,000 万 USドル)、中国(58 億 8,000 万 USドル) およびシンガポール(46 億 9,000 万 USドル)である。上位輸入国は、英国(31 億 USドル)、フランス(22 億 3,000 万 USドル)、ドイツ(20 億 1,000 万 USドル)、中国(16 億 7,000 万 USドル) およびオマーン(13 億 4,000 万 USドル)である ¹⁸。

並行輸入とカタールの知的財産法

商標・商業表示・商号・地理的表示・意匠に関する法律 2000 年第 9 号 ¹⁹は、以下に示す第 31 条において、商品の数量、サイズ、容量、出力、重量または構成部分が当該商品の価値の評価における重要な要素である場合には、当該要素のアラビア語による記載が商品に含まれていない限り、並行輸入が禁じられる可能性があることを示唆している。

法律第9号の第31条(商業表示規定条項):

商品の数量、サイズ、容量、出力、重量または構成部分が当該商品の価値の評価における重要な要素である場合には、当該要素の 1 つまたはそれ以上の記載がアラビア語で商品に添付されていない限り、当該商品の輸入、販売または販売申込は許されない。

水際措置に関する以下に示す法律第 17 号は、模倣品に関しては厳格であるものの、並行輸入品の制限については述べていない。

1

¹⁸ https://oec.world/en/profile/country/qat/

 $^{{}^{19}\}underline{http://appimaf.org/english/download.asp?myfile=../uploads/laws/QATAR\%20Trademarks\%20Law\%209\%20of\%202002.p} \\ \underline{df}$

知的財産権を保護する水際措置に関する法律 2011 年第 17 号:

• 第2条:

保護されているいずれかの権利を侵害するあらゆる商品の輸入は禁じられる。侵害の存在の明確な裏付けがある場合、総局は禁止された商品の入国を阻止するために必要な措置を講じる。

• 第3条:

権利者は総局に対し、通関手続を停止し、保護されている権利の侵害に相当する輸入 品を引き渡すよう申請できる。かかる申請には、侵害の十分な証拠および商品の詳細な 説明を添付しなければならない。

• 第6条:

あらゆる利害関係者は総局に対し、自己の権利の侵害に相当すると考える輸入品を検査するよう申請できる。かかる申請には、侵害の十分な証拠を添付しなければならない。

• 第8条:

以下のものは、本法の規定の適用を免除される。

- 1. 少量の非営利商品、身の回り品および小分けにされた旅行土産品
- 2. トランジット貨物
- 3. 権利者またはその許可を受けた者により輸出国の市場において流通された商品
- 4. 関税同盟の一員で、国境を越えた商品の移動制限を廃止している他の国との国境を越えて輸入された商品

法律 2016年第2号が2016年4月に可決されたことにより、法律2002年第8号である旧商業代理店法が改正された。この改正により、4つの重要な変更が導入されている。

• 商業代理店保護法が販売店に拡大された。改正前は、商業代理店法およびその保護は、商業代理人(Commercial Agency)のみに適用され、販売代理店(Distributor)には適用されていなかった。しかし、依然として保護と登録は、独占的契約に限定されている。

- 特定の商品を免除できる。閣僚評議会は、特定の商品/サービスについて同法の 適用を免除できる。
- **並行輸入の手数料の廃止。**改正前、登録代理人は他の輸入業者の売上に対して 手数料を請求できると規定されていた。この規定は削除された。
- 修理工場は、独占代理店契約に従い製品にサービスを提供するライセンスを受けることができる。製品のアフターサービスを提供する権利は、同法の排他的範囲の対象ではなくなった。

しかしながら、契約解除または非更新に対する賠償請求権など、登録代理人の他の保護は残されている。法改正により、同法の違反または繰り返される違反に対する、罰金および禁錮刑を含む刑事罰がかなり強化されているものの、これらにより処罰される違反は明確にされていない。

2017年6月5日、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーンおよびエジプトの各政府は、カタールとの外交関係を断絶し、サウジとカタール間の陸の国境の閉鎖、カタール登録機に対する空域の封鎖、および特定の海上交通の制限を含む、一連の経済制裁を課した。これまでのところ、カタール航空は通商停止国への全便を停止せざるを得ず、多くの地域航空会社(エミレーツ航空、エティハド航空、サウジアラビア航空など)もカタールとの往復便を政府により止められているため、地域旅行への影響が深刻である。陸と海の境界線を越える商品の移動も、引き続き影響を受けている。2019年2月初めに UAE 港湾当局は、カタールの国旗を揚げていない/カタール船籍ではないカタール行きの船舶が UAE の港を経由して貨物を輸送することを許可し始めた。しかし、米国企業は、引き続き通商停止後に確立された迂回ルートを使用しており、UAE の港からカタールへの直接貨物について、UAE 当局に確認するよう忠告されている。通商停止後、カタールは他の輸入元を確保するために迅速に動き、その努力は今も続いている。これが米国サプライヤに新しい好機をもたらしている場合もある。カタールは地域パートナー、とりわけトルコ、オマーン、クウェートおよびインドとの貿易を増やすことにより、喪失を相殺している。

カタールの国営石油ガス会社 Qatar Petroleum (QP)は、通商停止後速やかに輸出ルートを変更しており、外国向け炭化水素の出荷をひとつも逃していない。2017年7月に QPは、

2024年までに液化天然ガス(LNG)の輸出を 43%増やすことを目標に、ノースフィールドの生産を拡大すると発表した。これは米国エネルギー企業にとって大きな機会をもたらす。この生産拡大に関連した複数の入札が既に発表され、落札されている。通商停止以降、QPはバングラデシュ、中国、ベトナム、タイおよびパキスタンの会社との複数の長期供給契約に署名しており、さらにブラジル、オマーン、メキシコ、南アフリカ、アルゼンチン、キプロス、モロッコおよびモザンビークにおける炭化水素ブロックに関する海外企業買収を立て続けに発表し、テキサス州サビーンパスの Golden Pass Terminal に 100億 USドル以上を投資した。

2018年のインフレ率は平均 0.22%であった。カタール中央銀行は、2018年第 4 四半期の対前年比デフレ率が 0.3%、2019年第 1 四半期のデフレ率は 1.3%と報告した。インフレ率の平均は 2017年に高くなり、とりわけカタールへの地域通商停止以降の月において、カタールの輸入額が 40%近く落ち込んだ結果として食品価格が高騰したことが影響した。食品インフレは後に、不動産価格指数が対前年比で 11%低下したことにより相殺された 20。

カタール政府は複数の重要な対策を実施した。例えば、天然ガス生産を 43%拡大することを約束する、新しく外国直接投資・外国人不動産所有権法を制定する、2019 年 3 月に国際債務市場における債券発行を 120 億 USドル増額する、さらにインフレを緩和するために金融統制を引き締めるなどである。石油とガスは引き続き GDP に最も貢献しているセクターであり、その割合は、2018 年には 36%と見積もられ、次に建設業の 15%、製造業の 9%、金融・保険の 7.4%、卸売・小売の 7%、行政・防衛の 7%、不動産の 6%、および輸送・保管の 4%と続いている 20。

政府は「カタール国家ビジョン 2030」として知られる計画を掲げて以来、経済の多様化および過剰な支出の削減に向けた取り組みに力を注いでいる。カタールのインフラ・交通分野は、主要な支出対象となっており、例えば、ハマド国際空港の拡張、新ハマド港建設の最終段階の完了、複数の道路・高速道路プロジェクトの完了、およびドーハメトロ・ルサイル軽量軌道交通プロジェクトの第一段階の着手が挙げられる。

-

²⁰ <u>https://www.export.gov/article?id=Qatar-Market-Overview</u>

カタールの政府系ファンド、カタール投資庁(Qatar Investment Authority; QIA)は、米国市場に 450 億 USドルを継続的に投資するという約束を何度も繰り返しており、この金額の約60%は既に投入されたと主張している。2018 年に QP は、米国エネルギー分野に対する200億 USドルの投資を発表した。

並行輸入を防止する手段と手続

カタールは並行輸入を認めているため、並行輸入に対して行動を起こせるのは、契約上の 義務を通してのみである。

典型的事例:

並行輸入に関する判例および実際の事件は存在しない。

結論

カタールの司法権、商業代理店法の改正は、(登録)代理店を前提とした商品市場の自由 化を目指している。登録された独占代理人でさえ、事業者との紛争に関係なく、基本的に 並行輸入品を阻止することはできなくなっている。

現行の法律や規則には、並行輸入を禁じる規定は存在しない。ただし、法律 2008 年第 8 号は、商業代理人の業務および体系化された輸入手続と輸入業者の法令遵守について定めている。カタールにおいて並行輸入は合法である。税関は、国内基準/仕様の遵守を除き、並行輸入品を取り締まることはない。正規品を輸入する際にブランド所有者の承認を得ることは義務ではない。一方で税関は、正規品であると確認されるまで製品を留置する権利を有している。

第 VI 部:バーレーン

国の概要

バーレーン王国は、ペルシア湾にある群島である。バーレーンはサウジアラビア、カタールおよびイランと海を挟んで接しており、キング・ファハド橋でサウジアラビアと連結されている。この国を統治しているのは、元首ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーファ国王である。バーレーンは、1932年に GCC 地域で石油が発見された最初の国であった(U.S. Library of Congress, n.d.)²¹。その後、この国は経済を多様化させ、1970年代および 1980年代に地域の金融センターとなった(Oxford Business Group)²²。バーレーンは確立された産業を擁護している。Aluminium Bahrain(ALBA)は、この国の第2位の輸出品であるアルミニウムを生産する世界最大のアルミニウム精錬所のひとつであり、第1位の輸出品は石油精製品である。食品産業もバーレーンにおける成長産業分野である。

数字で見るバーレーン貿易

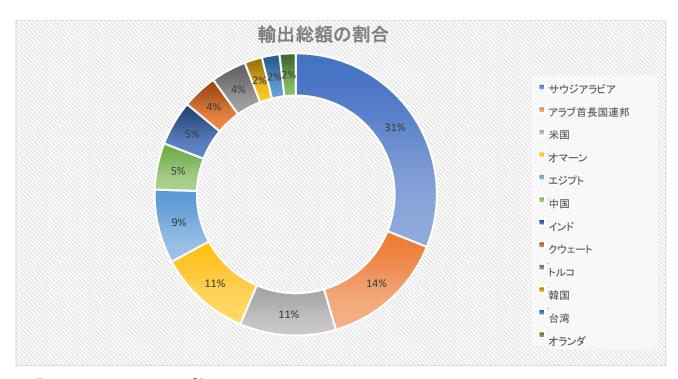
輸出

2017 年にバーレーンは輸出額 55 億 8,000 万 USドルを記録し、世界第 104 位の輸出国となった (The Observatory of Economic Complexity, n.d.) 23 。2018 年にバーレーンは、世界各国に 60 億 6,000 万 USドル相当の商品を輸出した。バーレーンの主要輸出国を以下に示す。

²¹ http://countrystudies.us/persian-gulf-states/14.htm

²² https://oxfordbusinessgroup.com/overview/growing-kingdom-island-nation-continues-evolve-through-diversification

²³ https://oec.world/en/profile/country/bhr/



出典:World's Top Exports²⁴

先述したように、バーレーンの第2位の輸出品はアルミニウム製品である。2018年の上位3位の輸入品を以下に示す。



出典:Business Gateway International²⁵

さらにバーレーンは日本、中国、アラブ首長国連邦および米国などの様々な国から商品を 輸入している。2018年の主要な輸入品を以下に示す。

²⁴ http://www.worldstopexports.com/bahrains-top-10-exports/

²⁵ https://businessgateways.com/news/2019/02/24/Bahrain-non-oil-exports-6dn-dollars-in-2018

順位	製品	割合 (%)
1	車両	4.68
2	灯台船・ドック	1.34
3	携帯電話、録画装置およびトランシーバー	0.80
4	鉄鉱石•精鉱	0.66
5	航空用エンジン	0.63
6	フォークリフト・ブルドーザー・グレーザー の部品	0.59
7	航空機の部品	0.46
8	セメント	0.45
9	石油コークス	0.39
10	医薬品	0.39

出典:COUNTRYAAH²⁶

バーレーンの輸出入の概要を見ると、活気ある貿易プラットフォームと言えるであろう。バーレーンはこの地域、即ちアラブ首長国連邦およびサウジアラビアの重要な再輸出拠点である。重要な貿易取引のため、並行輸入現象からバーレーンを除外することはできない。以下では、様々な規定やグレーマーケット対策について取り上げる。

並行輸入に関連する知的財産法

バーレーン国内の知的財産法には、以下の法律が含まれる。

-

²⁶ https://www.countryaah.com/top-products-imported-by-bahrain/

勅令 2014 年第 6 号により実施され、2014 年 2 月 27 日に官報第 3145 号で公表された GCC 商標法

法律2006年第14号により改正された、特許・実用新案法2004年第1号

意匠法 2006 年第 6 号

集積回路配置法 2006 年第 5 号

著作権•著作隣接権法 2006 年第 22 号

法律第 2005 年第 35 号により改正された、営業秘密法 2003 年第 7 号

GCC 商標法に基づく権利行使権は、第5章第38条から第41条に概説されている。GCC 商標法の第38条は、商標侵害の場合に税関が取るべき全ての措置を定義している。同条の定義によれば、権利の侵害とは、模倣/偽造品または登録商標と類似の商標を付した商品である。同条の解釈上、「模倣品」とは、当該商品に関して登録された商標と類似の商標、または基本的な要素に関して登録商標と識別できない商標を無断で付したパッケージを含めた商品をいう(WIPO、2014)²⁷。ただし、GCC 商標法の第39条(b)項は、「商標権者またはその許可を得た者により輸出国の市場において取引目的で提供されている商品」を第38条の適用対象から除外している。

第38条

1. 商標権者は、模倣/偽造品または自己の登録商標と何らかの点で類似している商標を付した商品を輸入すると、公衆に混同を生じる恐れがあると考える正当な理由がある場合には、税関当局に対し、これらの商品について通関を停止し、取引させないよう書面で申請できる。

当該申請には、税関当局が当該商標に関して申請人の権利の明らかな侵害があると納得できる十分な証拠を添付すると共に、申請人にとって合理的に入手可能な、税関 当局による当該商品の識別を可能にする十分な情報を含めなければならない。

2. 税関当局は、申請の提出日から 7 日以内に、当該申請に対する当局の決定を書面で申請人に通知し、かかる決定は、申請が承諾された場合には、提出日から1年間、また

_

²⁷ https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/ar/sa/sa060ar.pdf

は商標保護の残余期間のうち、短い方の期間にわたり有効である。ただし、申請人がより短い期間を要求する場合を除く。

- 3. 税関当局は、被疑侵害者と管轄当局を保護し、通関停止を申請する権利の濫用を防ぐため、十分な額の保証金または同等の担保を申請人に課すことができる。
- 4. 前各項の規定を損なうことなく、税関当局は自発的に、商標権者または第三者が苦情または申請を提出するまでもなく、その商品が模倣品である、または公衆に混同を生じる恐れのある方法で登録商標と類似の商標を不適切に用いていることを立証する十分な証拠がある場合には、かかる輸入貨物、トランジット貨物または輸出用貨物が税関管轄領域に到着次第、その通関を停止する決定を下すことができる。
- 5. 税関当局が本条の規定に従い、税関管轄領域に到着した貨物の通関を停止する決定 を下した場合、税関当局は以下のことを行う。
 - a. 決定後直ちに、通関停止の決定を輸入業者と商標権者に通知する。
 - b. 商標権者からの要求に応じて、当該貨物の荷主、輸入業者と受取人の名前と住所および当該貨物の数量を商標権者に通知する。
 - c. 適用される税関手続に従い関係者が当該貨物を調べることを許可する。

商標権者は、当該貨物の通関停止の決定が通知された日から 10 営業日以内に、管轄裁判所に紛争の原因に関する請求を提起し、税関当局にその旨を通知することができる。そうしない場合、決定は最初から無効とみなされるが、税関当局または管轄裁判所がこの期間を延長する場合は、追加で 10 日間にわたり延長され、さらに紛争の原因に関する請求がすでに提起されている場合には、裁判所はその争点を指示、修正または撤回することができる。

- 6. 裁判所により判断されている場合を除き、通関停止の貨物が模倣/偽造品である、または公衆に混同を生じる恐れのある方法で登録商標と類似の商標を不適切に用いていることが、裁判所に対して立証された場合、当該貨物は輸入業者の費用で廃棄される、または廃棄すると公衆衛生や環境に許容できない被害を生じる恐れがある場合は、商業ルートから排除される。
- 7. いずれの場合も、違法に付された商標を除去するだけでは、貨物は商業ルートに乗せられることはなく、再輸出も許可されない。
- 8. 財務省は、管轄大臣と調整後、通関停止の決定を求める申請、およびこの申請に添付 すべき書類の提出に関するデータ、条件、規制および手続について指定する決定を発

表する。かかるデータの指定は、上記に言及された手続の申請を思いとどまらせるため のものではない。

本条の解釈上、「模倣品」とは、当該商品に関して登録された商標と類似の商標、または基本的な要素に関して登録商標と識別できない商標を無断で付したパッケージを含めた商品をいう。

第39条

本法第38条の規定は、以下のものには適用されない。

- a. 旅行者の荷物に入っている、または小包で送付される少量の非営利商品
- b. 商標権者またはその許可を受けた者により輸出国の市場において取引目的で提供されている商品

このように、商標権者またはその許可を受けた者により輸出国において商取引されている 商品の場合、その並行輸入品は非侵害とみなされ、権利の消尽原則が適用される。

商業代理店法

バーレーンの商業代理店法は、1975年にまで遡る。同法は、商業代理店に関して政令 1992年第10号により改正され、さらにいくつかの点に関して政令1998年第8号および政令2002年第49号により改正された。

1992年の改正は、商業代理店取引における排他性原則を廃止した。法律 1992年第 10号の第 5条には、事業者は契約に言及された同じ事業活動に関して複数の国内販売店を指定できないと規定されていた。しかし、法律 1998年第 8号はこの第 5条を廃止したため、事業者は複数の販売店を指定できるようになった(産業省、2002年)。しかしながら、バーレーンの税関は商業代理店法に基づき、一部の貨物について特定の条項を適用し、貨物を留置することができる。

バーレーンで適用される GCC 商標法第 38 条の規定に従い、税関は貨物が模倣品の疑いがある場合に限り、措置を取る権限を有する。加えて商業代理店法により、国内市場内の真正品の輸入および商取引は自由化されている。そのためバーレーンの税関当局は、あらゆる並行輸入品を取り締まるわけではない。ただし、商法を調べると、商務省は、製品の品

質と価値を損なう恐れのある基準を遵守していない商品であれば、並行輸入品の輸入を差 し止める権限を有する可能性がある。

並行輸入を防止する手段と手続

バーレーンの国内法は並行輸入を許可している。それゆえ、輸入された真正品の入国を 法令により阻止することはできない。ただし、並行輸入を防止する十分な手段が、契約上の 義務によりもたらされる。商標権者は、独占代理人が第三者によるバーレーンへの商品の 輸入を禁止できるようにする条項を、独占代理店契約に含めることが考えられる。

結論

バーレーンには並行輸入を防止または制限する法律がないため、並行輸入は合法とみな されている。

なお、著名な日本の自動車メーカーは国内紙において、当該販売代理人以外の第三者が輸入した車については、修理の責任を負わないことを公表した事例がある。この警告の理由として、バーレーンとその気候向けに造られていない並行輸入品が存在しており、その機能の一部はバーレーン市場に適したものではないことが挙げられていた。

第2章:トルコ

国の概要

トルコ共和国は三面を海に囲まれた国で、そのほとんどは西アジアのアナトリア半島に位置し、一部が東南ヨーロッパのバルカン半島に延びているため、ヨーロッパとアジアの架け橋と言われている。トルコ統計局(TÜİK)の最新の統計データによれば、トルコの総人口は8,200万人にまで達しており、トルコ国民の70-80%はトルコ人として知られている。最大少数民族はクルド人(総人口の約12-25%)である。

トルコはかねてより貿易の中心地で、絹とスパイスの道であった。現在のトルコは近代的な 民主主義国家であり、欧州連合への加盟を申請中である。近代化の一方で、トルコらしさを 失うことなく、近代と歴史の融合や伝統的文化の側面が今も訪れる人たちを魅了している。

経済概要

主要な貿易拠点はトルコの四大都市、イスタンブール、アンカラ、イズミルおよびブルサであり、これらの都市は歴史的遺産と近代貿易を兼ね備えた、世界でも有数の貿易センターとなっている。

最近の統計データによれば、トルコの貿易赤字は 2018 年 6 月の 55 億 3,000 万 US ドルから、2019 年 6 月は 31 億 8,000 万 US ドルへと 42.5%縮小しており、輸出が 14.3%減少し、輸入が 22.7%減少した結果である 28 。トルコの貿易収支の平均は 1957 年から 2019 年までマイナス 17 億 1,170 万 US ドルで、1971 年 12 月に史上最高の 2,451 万 US ドルに達し、2011 年 9 月には史上最低のマイナス 104 億 5,306 万 US ドルを記録している 28 。

-

²⁸ <u>https://tradingeconomics.com/turkey/balance-of-trade</u>

トルコの上位 10 位の輸出国と輸入国を以下に示す。

上位 10 位の輸出国

国	輸出額 USドル
ドイツ	\$16,144,214,824
英国	\$11,113,290,661
イタリア	\$9,566,345,511
イラク	\$8,350,701,989
米国	\$8,306,524,942
スペイン	\$7,710,439,527
フランス	\$7,296,040,820
オランダ	\$4,778,109,030
ベルギー	\$3,952,510,017
イスラエル	\$3,900,317,476

出典: https://globaledge.msu.edu/countries/turkey/tradestats

上位 10 位の輸入国

国	輸入額 USドル
ロシア	\$21,989,571,103
中国	\$20,719,069,509
ドイツ	\$20,407,162,327
米国	\$12,377,736,701
イタリア	\$10,154,449,174
インド	\$7,535,658,117
英国	\$7,446,027,070
フランス	\$7,412,852,868
イラン	\$6,931,256,776
韓国	\$6,342,913,519

出典: https://globaledge.msu.edu/countries/turkey/tradestats

トルコの上位 10 位の輸出品と輸入品を以下に示す。

上位 10 位の輸出品

HSコード	輸出額 USドル
(87) 自動車•部品	\$26,759,684,180
(84) 産業機械	\$15,831,703,494
(72) 鉄鋼	\$11,576,032,122
(61) 衣類:ニット	\$9,054,182,708
(85) 電気機器	\$8,726,084,740
(71) 貴石•貴金属	\$7,171,340,696
(73) 鉄鋼製品	\$6,547,076,717
(62) 衣類:ニット以外	\$6,269,120,292
(39) プラスチック製品	\$6,045,184,638
(27) 石油•鉱物性燃料	\$4,418,153,083

出典: https://globaledge.msu.edu/countries/turkey/tradestats

上位 10 位の輸入品

HSコード	輸入額 USドル
(27) 石油·鉱物性燃料	\$42,999,450,640
(84) 産業機械	\$25,767,070,391
(72) 鉄鋼	\$18,401,424,849
(85) 電気機器	\$16,569,422,377
(87) 自動車•部品	\$13,895,069,143
(39) プラスチック製品	\$12,938,124,382
(71) 貴石•貴金属	\$12,556,738,501
(29) 有機化合物	\$5,973,257,461
(90) 精密機器	\$4,683,899,060
(30) 医薬品	\$4,363,434,291

出典: https://globaledge.msu.edu/countries/turkey/tradestats

並行輸入および消尽原則に関連する法令の概要

並行輸入は、知的財産法第6769号における「権利の消尽」条項に準拠する。

第 152 条 (1) 産業財産権の保護の対象となる製品が、権利者または<u>その許可を受けた</u>第三者により市場に出された後は、これらの製品に関連する行為は当該権利の 範囲外となる。

第152条(2)上記(1)項において、商標権者は、第三者による変更または損傷した 製品の商業目的での使用を防止する権利を有する。

同法は従前の国内消尽原則を国際消尽に変更したため、世界のいずれかの場所における最初の販売後に権利が消尽する。実際にトルコ市場では、原産国にかかわらず、権利者の許可を受ける必要もなく、製品は自由に流通できる。権利者は、対応する製品が正規品であり、市場に出された後に変更または劣化されていない限り、当該製品の並行輸入を防止することはできない。

ただし、トルコの法律に国際消尽原則が正式に採用される前でさえ、トルコの裁判所は消尽原則を広義に解釈し、実際に並行輸入に関連する事件に国際消尽原則を適用していた。

それゆえ並行輸入はトルコでは認められている。

並行輸入を防止する手段と手続

トルコの裁判所は並行輸入を認めるだけでなく、消尽原則を広範囲に適用している。契約上の義務は独占販売店に対し、第三者の並行輸入を制限する権限を与えない。並行輸入を防止できる唯一の手段は、輸入された商品が変更や損傷されている、または特定分野の規制要件に違反していると立証することである。

典型的事例

先述したように、トルコの裁判所は実際問題として並行輸入を認めているため、以下の判例のように、トルコの法律に国際消尽原則が正式に採用される前でさえ、特定の事件に国際消尽原則を適用していた。

- "POLICE"事件の判決 (Yarg. 11. HD., T. 12.3.1999, E.1998/7996, K.1999/2099) この事件で最高裁判所は国際消尽原則を適用し、ブランド所有者は当該製品をまだトルコ市場には出しておらず、国外のみで販売していたにもかかわらず、有名ブランド"Police"の輸入サングラスをトルコで販売することを国内企業に許可した。
- "Lancome"事件の判決 (Yarg. 11. HD., T. 26.5.1999, E.1999/2086, K.1999/4505) この事件でも最高裁判所は国際消尽原則を採用し、ブランド所有者は当該製品をまだトルコ市場には出しておらず、国外のみで販売していたにもかかわらず、有名な"Lancome"製品をトルコで販売することを被告に許可した。
- "Dexter"事件の判決 (Yarg. 11. HD., T. 14.6.1999, E.1999/3243, K.1999/5150) この事件で最高裁判所は同じ論法を用い、国際消尽原則に基づき、周知の"Dexter" シューズはまだブランド所有者によりトルコ市場に出されていなかったにもかかわらず、非正規輸入業者のために当該シューズの販売を許可した。
- "NAF NAF"事件の判決 (Yarg. 11. HD., T. 6.11.2000, E.2000/7381, K.2000/8746) この事件では、最高裁判所は国内消尽原則を適用し、ブランド所有者により当該製品がトルコ市場で既に販売されたことを根拠に、周知の"Naf Naf"製品のトルコにおける販売を非正規輸入業者に許可した。

第3章:エジプト

貿易拠点としてのエジプト

エジプトはその立地により、古代からアフリカにおける貿易の中心地であった。エジプトは 陸地によりアフリカと世界を結び、ナイル川の様々な港を行き来して、商品を迅速かつ安全 に運んでいた。

その一方で、エジプト人は歴史的に優れた商人として知られており、穀物、野菜や果物から金、銅、鉄や革製品に至るまで、あらゆるものを取引していた。

同時に古代エジプトは、エジプトにはない珍しい外国製品を手に入れるため、近隣諸国と取引していた。ヌビアとの交易は先王朝時代に始まり、金や香料をもたらした。また、パレスチナ王国との商業活動を確立していたことも、初代ファラオの墓から見つかったパレスチナ製油壺の模様により証明されている。さらにエジプトは、アフリカとアジアの商人たちが商品を交換する交易の中心地でもあった。

栄枯盛衰を繰り返しながらも、エジプトは常に全ての問題を克服する方法を見つけて復活しており、現在のエジプトは新しい近代経済政策を取り入れ、世界中の主要先進国と協力協定を結ぶことにより、かつてないほどの成長を見せている。

2019年 IMF 報告書によれば、エジプトの経済成長率は 2017/2018 年度に 3.5%増加し、 外貨準備高は 2019年 3月に 440億 USドルに増加している。 さらに最近のエジプトの信用 格付は以下のとおりである。

	信用格付	金融安定性	格付日
スタンダード&プアーズ	В	安定	2018年5月13日
フィッチ	B+	安定	2019年3月20日
ムーディーズ	B2	安定	2019年4月17日

エジプトの輸入

アフリカとアジアの間に位置する独特な立地により、ビジネスセンターおよび貿易中継地でもあるエジプトは、この地域における上位輸入国のひとつであり、1957年から2019年のエジプトの輸入額平均は14億8,721万USドルで、2019年4月のエジプトの輸入額は64億5,600万USドルであった。

さらにエジプトは 2007 年に、全ての加盟国の通関手続を調和させる、税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約(京都規約)に加盟した。

輸入業者登録簿について定義する法律第 121/1982 号の規定に従い、エジプトに商品を輸入しようとするあらゆる個人または会社は、輸出入管理公団(GOEIC)に登録しなければならない。GOEIC は、高度な技術と科学設備を用いる輸出入の審査を通して、消費者保護を目指すサービス機関である。GOEIC は、グローバル市場との競争力の向上およびエジプト経済の繁栄を目的として、貿易を容易にし、エジプト国内の産業を奨励するために、通商産業省の各部門と協力している。

法律第 121/1982 号では、全ての登録輸入業者はエジプト国籍を有する必要があり、金融信頼性を満たし、過去の商業活動の実績を果たすことを義務づけている。輸入業者は輸入する前に、輸入品の詳細な説明を提出しなければならない。登録する際にも、輸入業者は輸入する予定の製品の詳細を提出しなければならない。2017年の法律第 7/2017 号 ²⁹ により、法律第 121/1982 号に定める登録条件が変更されている ³⁰。

並行輸入の概念

基本的に商業的観点から見ると、並行輸入は、製品に付随する知的財産権に関係なく、 外国から販売目的で持ち込まれた真正品を指している。しかし、並行輸入はグレーマーケットとして一般に知られる経済現象を引き起こしており、それにより顧客は製品のメーカーの許可を受けずに販売されている真正品を購入することができ、このような製品は通常、安い価格で販売されている。

²⁹ http://www.goeic.gov.eg/upload/online/2017/10/documents/files/ar/405.pdf

³⁰ http://www.goeic.gov.eg/upload/online/2017/10/documents/files/ar/385.pdf

さらに、国際的なメーカーの観点から見れば、グレーマーケットは基本的に商品の無秩序な取引である。というのも、たいていのメーカーは市場に関して徹底的かつ包括的調査を行った上で、輸入コストや標的市場の品質基準に従い、当該市場で商品を販売する前に商品価格を設定しているためである。

標的市場における当該商品の正規代理人/輸入業者または小売業者のほとんどは、グレーマーケットの影響を受ける当事者である。それゆえ彼らは、グレーマーケットに対して商標その他の知的財産法を主張し、グレーマーケットを制限しようと努めている。このような権利は、並行輸入品の輸入・販売・広告に対して行使されたりするだろう。さらに保証の制限など、並行輸入品にいくつかの制限を課すことにより、並行輸入品に対する技術サポートや正規修理を禁じているだろう。

エジプトにおける並行輸入

エジプトの法律は並行輸入システムを禁じておらず、その条件や規制についても定めていない。エジプトの全ての輸出入品については、最寄りの税関支局に説明書を提出しなければならず、関税の全部または一部を支払わない不正な手段による同国における全種類の商品の輸出入は、密輸とみなされる。

知的財産権の保護に関する法律第82/2002 号は、同法の第10条、第71条、第127条および第147条に言及されているように、権利者またはその許可を受けた第三者により世界のどこかで市場に出されている商品については、エジプトの並行輸入業者を相手取り訴訟を起こす権利を商標権者、特許権者および意匠権者に与えていない³¹。

-

 $^{^{31} \}underline{\text{https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/eg/eg001en.pdf}}$

第10条

特許はその特許権者に対し、当該発明の第三者によるあらゆる方法による実施を阻止 する権利を与える。第三者による製品の輸入、使用、販売または流通を阻止する特許 権者の権利は、特許権者が当該製品をいずれかの国で商取引する、またはかかる商 取引を第三者に許可する時点で消滅する。次の行為は第三者により遂行された場合、 上記権利の侵害とはみなされない: (1)科学研究の目的で行われた活動;(2)同じ製 品または方法に関する他者による特許出願日より前に、エジプトにおける第三者が善 意で当該製品の製造、当該方法の使用またはそのための本格的な準備を行っていた 場合、当該第三者は、特許付与にかかわらず、当該活動の範囲を拡大することなく自 己の事業内でのみ当該活動を継続する権利を有する;かかる権利は、当該事業の他 の要素と一緒でなければ譲渡または移転してはならない;(3)他の製品を生み出すこ とを目的とした、当該発明の主題である製造方法の間接的な使用:(4)世界貿易機関 の加盟国/メンバーまたはエジプトと互恵関係にある国に属する陸上車両、船舶また は航空機が一時的または偶然にエジプトに滞在する場合、当該陸上車両、船舶また は航空機における当該発明の使用:(5)製品の保護期間中に第三者が販売許可を得 る目的で、当該製品の製造、組立、使用または販売を始める場合;ただし、当該保護 期間の満了後に市場取引を開始することを条件とする;(6)第三者による他のあらゆる 行為;ただし、当該第三者は当該特許の通常の実施を不当に妨害してはならず、他者 の正当な利益を考慮に入れて、特許権者の正当な利益を不当に損なってはならない。

第71条

商標権者が当該商標により識別される製品の第三者による輸入、使用、販売または流通を阻止する権利は、商標権者がいずれかの国で当該製品の市場取引を行う、またはかかる市場取引を第三者に許可する時点で消滅する。

第127条

意匠の登録はその意匠権者に対し、当該意匠を用いる/組み込む製品の第三者による使用、製造、販売または輸入を阻止する権利を与える。他者による当該製品の輸入、

販売または流通を阻止する権利は、意匠権者がいずれかの国で当該製品の市場取引を行う、またはかかる市場取引を第三者に許可する時点で消滅する。次のいずれかの方法による第三者による登録意匠の使用は、当該権利の侵害とはみなされない:(1)科学研究に関する活動;(2)教育・訓練目的の使用;(3)非営利活動;(4)正当な報酬が支払われる、修理を目的とした当該製品の部品の製造または販売;(5)登録意匠の通常の実施を不当に妨げず、さらに第三者の正当な利益を考慮に入れて、意匠権者の正当な利益を不当に損なわない他の使用。

第 147 条

著作者およびその包括承継人は、コンピュータ、インターネット、情報ネットワーク、通信ネットワークその他の手段によるものを含め、特に、複製、放送、再放送、公演、広報、翻訳、翻案、レンタル、貸与またはあらゆる方法による公衆への提供を通して、自己の作品のあらゆる形態の利用を許可または阻止する独占権を有する。コンピュータプログラムのレンタルに対する独占権は、主要なレンタル会社のみに適用されるものとし、コピーの頒布がその独占権者に重大な不利益を及ぼさない範囲内での視聴覚作品のレンタルには適用されない。著作者およびその承継人は、作品の原本のあらゆる処分を管理する権利も有し、その結果として原本の各処分から生じる収益を10%以下の比率で受け取る権利を有する。自己の保護作品の第三者による輸入、使用、販売または頒布を阻止する権利は、著作権者がいずれかの国で自己の作品を利用/市場取引する、またはかかる利用/市場取引を第三者に許可する場合は消滅する。

さらに、密輸品と知りながら取引目的で外国製品を保有する、虚偽/偽造した書類または請求書を提出する、虚偽の商標を表示する、商品または商標を隠す/見えなくする、禁止された商品に関して有効な制度に全体的または部分的に違反して、正当な関税を逃れるために他の行為をすることも、密輸とみなされる。

加えて、エジプトへの製品輸出のための工場登録を改正するエジプト省令第 43/2016 号に 定めるように、商業輸入品は、登録工場で生産されるか、または商標権者の企業または登 録された流通センターからのものでない限り、受け入れられない。 国内の正規販売店でない場合、輸入品に対するブランド所有者の許可を得ることは義務ではないものの、エジプト法の規定に従い、「密輸犯罪を犯すあらゆる者は、禁錮刑および500ポンド以上1万ポンド以下の罰金、またはその一方により罰せられる」。

並行輸入を防止する手段と手続

現時点で、エジプトにおいて並行輸入を禁ずるまたはその条件について定める特別な法律はない。しかし、並行輸入を防止する効果的な手段は、契約上の義務によりもたらされる。独占代理人は契約条項の一部として、第三者によるエジプトへの商品の輸入を禁じることが可能である。このようにすれば、国内裁判所は、引き起こされる逸失利益や損害を理由に、無許可の輸入の制限を検討できるようになるであろう。

また、並行輸入を防止する他の手段としては、GOEIC によるものがある。GOEIC への登録者は、侵害品の流入について直ちに通知を受け取ることができる。GOEIC は、港を含む 27 の支所を通じた輸出入検査において、並行輸入されるようとする商標が付された商品について、権利者に積極的に通知を行うであろう。

典型的事例

エジプトの裁判所が並行輸入について下した裁判例は存在しないが、2018 年 12 月に商標に関して以下のような件があった。

CNBC によれば、Apple は全ての並行輸入品を制限し、エジプト国内の全ての販売店および正規販売店に、エジプト国外の正規販売店から輸入することを禁じた 32。

Apple は中東の Apple 販売店からエジプト国内販売店への販売を禁じることにより、法律に違反していると、エジプトの競争庁は発表した。そのため競争庁は、Apple が 60 日以内にこの制限を解除しなければ、Apple を相手取り訴訟を起こすと警告した。米国のテクノロジー巨大企業である Apple は、公式に応答していない。

_

³² https://www.cnbc.com/2019/01/23/egypt-wants-an-apple-hub-despite-ongoing-fight-over-iphone-prices.html

第4章:モロッコ

序文

モロッコ王国は、アフリカで最も強固で活気ある経済システムを有するひとつの国とみなされている。自由主義経済のため、この国の経済的将来は有望である。モロッコは開発可能な資源に恵まれている。また、グローバルな経済交流を育成・促進する戦略上有利な立地にあることでも知られている。様々な経済や文化をつなぐ多文化的な架け橋として最適なモロッコの立地が、投資家たちを惹きつけている。

実際、この北アフリカの国は、アフリカ大陸の北西端部に位置し、ヨーロッパ本土の先端部に面している。モロッコはスペインから 14 キロメートルしか離れていない。双方の地中海沿岸国は、ジブラルタル海峡で隔てられている。モロッコの東側はアルジェリアと、南方はモーリタニアと、さらにスペイン(セウタ)と陸の国境を接している。この国は西側を大西洋および北側を地中海に面している。

戦略的に有利な立地のおかげで、モロッコは経済システムと貿易関係を促進・開発するために地勢学上の利点を活用している。事実、モロッコの経済は、かつては制限貿易体制で極めて保守的なことで知られていたが、一部の規制を軽減または解除することにより、着実に国際市場に門戸を開いてきた。モロッコは特恵貿易協定に署名し、複合的な貿易システムに参加することにより、地域貿易および二国間貿易を育成・拡大する枠組みを構築している。

モロッコ:国の概要

1- モロッコの貿易

モロッコは世界市場への経済開放を漸進的に進めてきた。その結果、関税率が下がり、外国貿易規則が緩和され、非関税障壁が解消された。市場開放プロセスは、モロッコの経済・貿易関係の多様化と拡大の中で生み出されており、とりわけ貿易パートナーとの特恵貿易協定に署名し、多国間貿易システムを組み合わせることにより生まれた。この経済開放の結果、国内総生産(GDP)における輸出入(貿易総額)の貢献は、1995年の40%未満から2004年は60%に増加した。

先述したように、経済貿易関係を発展させるため、モロッコ王国は最近、地域および二国間の自由貿易協定(FTA)を締結するための法制度を構築した³³。

- **モロッコ-EU連合協定:**1996年2月26日に署名され、2000年3月1日に発 効した、欧州連合とモロッコとの二国間連合協定。この協定は、あらゆる分野 の経済活動を対象としている。
- モロッコ FTA としても知られるモロッコ・米国自由貿易協定:2006年1月1日 に開始された、モロッコ王国と米国との二国間貿易協定。このモロッコ FTA は、 米国が 1980 年代後半以降に締結した 9 つの自由貿易協定のひとつとされている。
- モロッコ-EFTA 自由貿易協定: 1997年6月19日にジュネーブで署名され、1999年7月1日に発効した自由貿易協定。このFTAには、モロッコと欧州自由貿易連合(EFTA)加盟国(アイスランド、ノルウェー、スイスおよびリヒテンシュタインの4加盟国)が含まれている。
- **モロッコ-トルコ自由貿易協定:** モロッコ王国とトルコ共和国がアンカラで 2004 年 4 月 7 日に署名した FTA。この自由貿易協定は 2006 年 1 月 1 日に発効し、関税および非関税障壁を撤廃した。
- アラブ自由貿易圏/大アラブ自由貿易地域(GAFTA)/汎アラブ自由貿易地域:アラブ共同市場の構築に貢献している、アラブ共同作業地域における最も重要な経済的功績のひとつである。GAFTAは、アラブ諸国間貿易を承認し、円滑に進める規制プログラムとして、アラブ連盟の経済社会理事会で発表された。アラブ連盟の22加盟国のうち17か国が、1981年2月27日に協定書に署名した。この協定は1998年1月1日に発効され、アラブ諸国で生産される全ての非禁止製品を対象とする。17加盟国は、ヨルダン、UAE、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、モロッコ、シリア、レバノン、イラク、エジプト、パレスチナ、クウェート、チュニジア、リビア、スーダンおよびイエメンである。
- モロッコ-アラブ諸国貿易協定: 2004 年 2 月 25 日に署名され、2007 年 3 月 27 日に発効した貿易協定。

-

³³ http://www.invest.gov.ma/?Id=77&lang=en

モロッコの輸入品の特徴

貿易赤字を削減するため、モロッコは現在、非常に多くの製品を輸出している。しかし、国内の需要は輸入品に頼っているため、モロッコの取引業者は輸入品を好む傾向があり、それが輸入の急速な増加につながっている。実際、輸入業者は何万人もいるのに対し、輸出業者は5,000人に届かない。そのため、モロッコの貿易収支は構造的にマイナスとなり、外貨準備高が枯渇することになる。為替当局が発表したモロッコの輸入統計データによれば、商品/サービスの輸出は26億6,700万 MDH(モロッコディラハム)の増加、輸入は20億1,900万 MDHの増加を記録したため、2017年1月から2018年1月の貿易赤字は6.6%減少した34。上記の差異にかかわらず、貿易収支と経済の構造上、商品の輸入および輸出はどちらも極めて重要な活動である。

モロッコにおけるエネルギー輸入

この数十年にわたり、モロッコは環境戦略の一環として、再生可能エネルギーを極めて重要視してきた。予測によれば、総エネルギー消費量の 42%以上が、2020 年までに再生可能エネルギーから生み出される。実際問題として、電気とエネルギーの需要は継続的に増加しているため、エネルギー分野はモロッコにおける最も意欲的な分野のひとつである。エネルギーおよび電気の消費量は最近、それぞれ 5%および 8%増加している。電気は主にスペインから輸入しており、化石燃料がモロッコのエネルギー需要の約 93%を賄っている。

• 穀物その他の食料品

産業化の発展にもかかわらず、農業分野は依然としてモロッコ経済の大黒柱である。この分野は国内経済活動、雇用率、消費に大きな役割を果たしており、GDP 貢献率は 15%から 20%である。しかしながら、農業分野は気候に大きく左右されるため、不安定であることは否めない。事実、950 万へクタールの耕作地の うち、灌漑されているのは 140 万へクタールにすぎない。そのため、モロッコは未だに農業輸入品に頼っている。

 $^{^{34}\ \}underline{\text{https://bibliothequer.com/economique/morocco-import-and-export-system/}}$

穀物の輸入品は、小麦、トウモロコシ、ライ麦および大麦で構成されている。その購入額は、 2017年1月の5億8,900万MDHから2018年1月は11億9,300万MDHに達し、6億400万MDH増加している。

• 資本財および半製品

建設分野は国内経済成長の中心的な原動力のひとつである。GDP と雇用率への貢献度は約 10%である。その結果、政府は外国投資家を惹きつけるため、様々な財務・投資プログラムを通したインフラ整備と共に投資の拡大を図っている。この産業分野の原動力として、主に公営住宅、観光およびインフラ整備プロジェクトが挙げられる。

為替当局が発表したモロッコの輸入統計データに示されているように、資本財の輸入額は2017年1月の87億4,300万 MDHと比べ、2018年1月は86億3,600万 MDHと1.2%減少した。半製品に関して、輸入額は2017年1月が78億 MDH、2018年1月は78億8,200万 MDHと安定していた。

他の製品

モロッコはコストの見地から、電子機器、コンピュータ付属品および電話を中国から輸入している。中国は比較的価格が安いため、スマートフォンや技術機器の輸入先として最適と考えられている。上記製品の価格は、イノベーション・研究・製造コストによりかなり変動する。

食料品貿易の他に、モロッコは化粧品も輸入しているが、数が少ないため並行輸入の影響 を受けていない。

	2016年	2017年*	変動率 %
	(百万ディルハム)	(百万ディルハム)	
資本財	103,7	105,8	2,0
電線、ケーブル及び絶縁導体	8,7	9,6	9,5
航空機部品	3,3	5,2	56,2
機械及び装置	7,0	8,8	25,1
消費財	96,7	101,7	5,2
乗用車用部品	16,3	17,7	8,5
織物及び合成・人工糸	6,6	7,2	9,2
半製品	91,6	95,0	3,8
プラスチック材料及び製品	11,5	13,0	12,9
化学製品	9,2	10,5	14,1
アンモニウム	2,8	3,9	38,1
エネルギー製品	54,5	69,5	27,4
軽油及び重油	26,2	34,3	31,1
石油ガスその他の炭化水素	11,1	13,8	24,1
食料品	44,6	42,5	-4,7
小麦	12,8	8,3	-34,7
大麦	1,8	0,8	-56,9
総収入	17,8	20,7	15,8
スクラップ、廃棄物、銅スクラッ	0,7	1,5	-
プ及び鉱石			
大豆油	3,5	3,9	13,1
輸入総額	409,0	435,3	6,4

表 1:消費グループおよび 主要製品ごとの輸入額(2016 年-2017 年)

出典: Douane en Chiffres: www.douane.gov.ma <dms < loadDocument

モロッコにおける輸入品の通関手続

モロッコへの商品の輸入は、適用法および規制規定の遵守を条件として開放されており、 とりわけ以下に関して幅広い保護が与えられる。

- 消費者の保護
- 経済の保護
- 環境の保護
- 国家遺産および公的秩序の保護

そのため上記の基準に関して、品質検査が保証されている。これらの検査は水際で行われ、 輸入品は数量制限を受ける場合もある35。

免税輸入品の場合、輸入業者は「輸入の意思表明・輸入承認書・予備輸入申告」用紙に署名し、指定銀行に提出しなければならない。輸入の意思表明はその発行日から 6 か月間有効であり、当該商品の通関手続および金融決済が緩和される。

一方、輸入承認書を必要とする商品の場合、輸入業者は、産業・投資・貿易・デジタル経済省から発行される輸入承認書を申請しなければならない。この承認書は 6 か月間有効である。

特定の商品は国内生産にとって有害とみなされる場合がある。例えば、大量の輸入品、輸出国において助成金の対象である商品、または非常に安い価格で輸入された商品などが挙げられる。このような場合、承認書を申請しなければならない。

輸入が禁じられている商品には、以下のものが含まれる。

- 武器、武器の部品、軍需品
- 公序良俗に反する書物、模型、テープ、ビデオカセットその他の物
- 国内の植物相に有害と思われる特定の植物

モロッコにおける知的財産

1916年は、モロッコにおける最初の知的財産に関連する法律がフランス保護領により導入された年である。この法律は1916年6月23日付け勅令(Dahir)となる。しかし、この勅令は

³⁵ http://www.fondationinvest.ma/Boiteaoutis/Documentation/Procedures d Import.pdf

当時のフランス法を実質的に踏襲したものであり、ある意味ではフランス人移住者に利益を もたらすためのものであった。上記の法律は1917年3月1日に施行されており、モロッコ知 的財産法は100年以上の歴史を有している。

一方、タンジェの国際管理地域は、1938年10月4日に制定された独自の法律により統治されてきた。この法律はスペイン法に準拠しており、勅令により適用が命じられた。

上記の立法状況が占領を通して生まれたのは事実であるが、モロッコは独立後も国際舞台を歩み続けた。

1994 年 4 月 15 日、世界貿易機関(WTO)条約がマラケシュで署名された。TRIPS 協定も同時にマラケシュで署名されている 36 。

時が流れ、知的財産分野における国際条約や1916年勅令の進展と共に、赤字が増え始めた。様々な矛盾が浮かび上がったことを受けて、2000年2月15日付勅令により法律第17-97号が制定された。この法律は、国際法に対応させるため、1916年勅令にいくつかの改正をもたらした。特に模倣品を取り締まる法律が大きく改正された。法律第17-97号は、2004年12月18日に施行された。

2004 年、米国政府とモロッコ王国政府は、自由貿易協定(FTA)に署名した ³⁷。この協定は、両国間の友好の確認に加え、米国とモロッコ間の障壁を撤廃することにより貿易の自由化と拡大を図るという両国の約束を確認するものであった。この FTA が 2006 年に発効して以来、モロッコに輸入された米国商品は 2011 年に 45%増加した。モロッコは現在、55番目に大きな米国商品の輸出市場としてランクされている。

後にモロッコは、産業財産の保護に関する法律第 17-97 号を改正・補足するために、法律第 23-13 号および法律第 31-05 号を公布した。法律第 31-05 号は 2006 年に施行されたが、法律第 23-13 号が施行されたのは 2014 年 12 月 18 日であった。これらの法律は、特許・意匠・商標の保護と模倣品の取締り強化のための手段に焦点を絞っていた。

_

³⁶ https://www.wipo.int/treaties/fr/text.jsp?file id=305908

³⁷ https://tcc.export.gov/static/final_text_Morocco_FTA.pdf

International Property Rights Index (2018年) 38によれば、モロッコの International Property Rights Index は 5.645 でアフリカ地域では 5 位であった。

税関規定を改正する知的財産法

国境を越える模倣品の効果的な取締り活動において、モロッコ税関管理局は模倣品また は混同を引き起こす疑いのある製品の入国を差し止める権限を有する。ただし、このような 措置は、登録商標権者が申請した場合にのみ講じられる。申請の際に、保護される権利の 侵害行為を立証しなければならず、問題となる商標が税関管理局により確認されなければ ならない。

差止を求める申請は1年間継続する。ただし、その商標の保護期間が終了する場合は、 申請の継続期間が1年に満たないこともある。

予防措置が実施されると、直ちに申請人に報告される。申請人は被疑者と輸入業者の名 前と住所、輸入された量の開示を求める権利を有する。

最終的な判決により模倣品と立証された商品は、廃棄される。商品を保管しておかなけれ ばならない例外的状況では、侵害者が保管・廃棄費用その他の債務全てを負担する。

個人で使用するために手荷物に入れて輸入された少量の非営利商品は、申請の対象外 となる。上記の税関検査により侵害品であると立証されなかった場合、輸入業者は損害賠 償を求めて申請人を提訴する権利を有する。

断固たる措置ではあるものの、税関管理局の措置は模倣品のみを対象とする。並行輸入 品はこの措置の対象外である。したがって、産業財産の保護に関するモロッコの法令を厳 密に精査することによって、モロッコにおける並行輸入の研究へとつながる。

モロッコにおける並行輸入規制の進展

2004 年に締結されたモロッコと米国間の自由貿易協定は、それまでに途上国と結ばれた 最も制限的な知的財産権法といえる。当該協定による制限が、特許に関連する法律を明確 に拘束することになった。特許は、公的機関により認められた期間限定の独占権を与えるこ

³⁸ https://s3.amazonaws.com/ipri2018/IPRI2018 FullReport2.pdf

とにより、有益な発明に報いることを目的とする。知的財産および特許権は、研究開発に大きな効果を示している。しかし、法の制約は商品の価格や競争へと波及し、途上国ではその影響が大きい。

知的財産および特許保護が抱える問題が、並行輸入に直接影響を及ぼしている。実際、 貿易協定は、特許権その他の保護手段をさらに強化することにより、これらの権利を保有す る多国籍企業の独占を不当に引き伸ばすことになる。これにより、他の国で安い価格で販 売されている特許製品の輸入が大幅に遅れ、実際の価格競争の保証が抑制される。

特に薬剤や医薬品といった特許製品の並行輸入の利用に関して、知的財産により課せられる制約の発端は、モロッコの TRIPS 協定への加盟をもたらした WTO との長期の約束にまで遡る。さらに米国との自由貿易協定により、輸入品の利用に対する追加の制限が課せられた。

1994年、モロッコは複数の途上国と共に、発明の創出ではなく、製造方法だけに特許を付与していた。TRIPS 協定はこの状況を覆し、あらゆる技術分野の全ての発明に対する特許を強制した。WTO 加盟国としての義務に従い TRIPS 協定を遵守するために、モロッコは知的財産に関する自国の法律を改正した。それぞれ元フランス保護領および元タンジェ国際管理地域に適用された、1916年6月23日付勅令および1938年10月4日付法律に取って代わる、法律第17-97号39が2004年に施行された。

法律第 17-97 号を検証すると、モロッコが TRIPS 協定により認められていた、以下に示す 全ての弾力性を利用していなかったことが分かる。

- 職権ライセンスまたは非営利政府使用:公衆衛生のために必要な場合には、政府はロイヤリティを支払うという条件で、特許であっても特許権者の同意を得ることなく、全ての発明を使用する権利を行使できる。
- 強制実施権:発明が特許で保護されている場合でも、生産または輸入を通してジェネリック医薬品の流通を許可する。その代わり、ジェネリック医薬品製造者は特許権者にロイヤリティを支払わなければならない。

-

³⁹ https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/fr/ma/ma066fr.pdf

- **並行輸入:**いずれの国も自国の領域内で価格が高い特許製品については、別の国から当該製品を輸入することを許される。当該特許権者は輸出国において既に報酬を得ているとみなされるため、このような輸入は特許権者の許可なく、いかなる対価も支払うことなく実行できる。
- ボーラー免除: この規定により、特許保護期間中、特許権者の同意なしに発明を実施することが可能になる。この規定は、特許保護期間中にジェネリック医薬品を市場に出すことを許可するものではないが、ジェネリック医薬品企業に製品販売の準備を許可するものであるため、特許満了後直ぐに市場に出すことが可能になる。

TRIPS 協定は、公衆衛生に関連する場合には、加盟国がこれら弾力性を利用する範囲を自由に設定することを認めており、大規模な伝染病については制限を設けていない。加盟国は公衆衛生問題の定義を柔軟に決めることができる。ロイヤリティの額も決められていない。各国は独自の報酬基準を自由に選択できる。モロッコは 2000 年から 2004 年までの移行期間および職権ライセンス弾力性の恩恵のみを受けることを選択した。

並行輸入および権利の消尽原則に関する知的財産規定

モロッコにおける権利の消尽原則

法律第17-97号は、強制実施権と職権ライセンスを区別している。この区別はTRIPS協定において黙示的に述べられている。職権ライセンスは、政府使用のために確保された強制実施権の特別なケースとして示されている。強制実施権は、所定の特許製品の製造、販売または流通および輸入に関して当該特許製品の使用を許可するライセンスであり、特許権者の同意を必要としない。強制実施権と比べて、職権ライセンスは、非営利目的で特許を利用する公衆衛生プログラムの枠内でのみ実施できる。

法律第 17-97 号の第 67 条は、職権ライセンスの付与について次のように定めている。「公 衆衛生の利益のために必要な場合、医薬品/医薬品の製造方法/医薬品の製造に必要 な製品/当該製品の製造方法に関して付与された特許は、当該医薬品が不十分な量、不 十分な品質または異常に高い価格で公衆に提供されているのであれば、職権により実施す ることができる。職権による実施は、公衆衛生の管轄当局の要求に応じて行政行為により命 じられる」。

特許権者の許可を受けていない特許製品の輸入は、原則として禁じられる。実際、特許により与えられる独占権には、特許製品を製造・実施する排他的権利だけでなく、特許権者が別の国で特許製品を製造している、または製造ライセンスを付与している場合には、特許製品を輸入する排他的権利も含まれている。権利消尽原則は、この一般原則の例外である。権利消尽原則が生まれたのはドイツであり、発明者の努力に対する報酬は、その発明を最初に商取引した時点で発明者に与えられているという前提に基づいている。それゆえ特許権者は、自己の発明が自分自身により、または他の合法的な方法により市場に出された後は、その自由な流通に反対することはできない。したがって、並行輸入は許されている。

TRIPS 協定の第6条は、消尽について次のように定めている。「本協定に基づく紛争解決において、第3条と第4条の規定を前提として、本協定のいずれの規定も、知的財産権の消尽の問題に対処するために用いてはならない」。

TRIPS 協定は WTO 加盟国に対し、権利消尽原則を適用するかどうかの選択の自由を与えている。消尽原則は、商標を付した商品を販売する独占権が最初の販売をもって消尽するため、最初の販売原則とも呼ばれる。並行輸入は、WTO 加盟国が選択肢として採用できる手段のひとつである。つまり、加盟国には以下の3つの選択肢がある。

- **国際消尽原則:**特許権者の権利は、特許製品が世界のいずれかの国で市場取引された時点で消尽する。即ち、世界はひとつの市場とみなされる。
- 地域消尽原則:特定地域の一部である地域経済圏の加盟国における商取引により、 特許権者の権利が消尽する。いずれの加盟国も、その特定地域の他のあらゆる加 盟国から特許製品を輸入できる。欧州連合はこのタイプの消尽を採用している。
- 国内消尽原則:特許権者の権利は、特許製品がその国の市場取引された時点で消尽する。ただし、外国での市場取引により、特許権者の権利が消尽したとはみなされない。この制度では、並行輸入品の使用は禁じられる。モロッコは、最も制限的な国内消尽を採用している。

モロッコにおける並行輸入に関連する特許法

法律第 17-97 号は、モロッコが採用する国内消尽原則と合わせて、特許により保護される 製品の並行輸入を禁止している。以下の条項は、特許権者が同意する場合を除き、特許製 品の輸入を禁じている。

• 第53条

特許権者の同意がない場合、以下の行為は禁じられる。

- (a) 特許の主題である製品を製造、提供、市販もしくは使用すること、またはその目的で製品を輸入もしくは保管すること
- (b) 特許の主題である方法を使用すること、または特許権者の同意がなければ当該 方法の使用が禁じられていることを第三者が知っている、または状況から自明で ある場合に、モロッコの領域で当該方法を使用のために提供すること
- (c) 特許の主題である方法により直接得られた製品を提供、市販、または使用すること、もしくはその目的で輸入もしくは保管すること

一方、以下に示す第 55 条は、モロッコの市場における特許権者により許可された最初の 販売後は、当該特許製品の輸入を認めている。

• 第55条

特許により付与された権利は、以下の行為には適用されない。

- (a) 非営利目的の私的な行為
- (b) 特許発明の主題に関する実験目的の行為
- (c) 処方箋に従い薬局で個別に必要に応じて行われる調合、またはそのように調合 される医薬品に関する行為
- (d) 医薬品の販売承認を得るために必要な研究・試験、およびこれらの研究・試験を 完了するために、または必要な承認を得るために不可欠な行為
- (e) 特許権者またはその明示的許可を受けた者により特許製品がモロッコの市場に 出された後、モロッコの領域で行われた当該特許製品に関する行為

- (f) 一時的または偶然にモロッコの領空、領域または領海に入っている、工業所有権の保護に関する国際同盟(パリ条約)の加盟国の航空機、陸上車両又は船舶における特許主題の使用
- (g) モロッコの領域で特許が付与された出願の出願日または優先権が主張されている場合は優先日の時点で、善意で当該発明を使用していた、または当該発明を使用するための事実上の本格的な準備をしていたあらゆる者によってなされた行為であって、その性質または目的上、従前の事実上の使用または使用の構想から逸脱していない範囲の行為。このような先使用者の権利は、関連する事業と一緒でなければ移転することはできない

• モロッコにおける並行輸入に関連する商標法

法律第 17-97 号には、商標に関して並行輸入の禁止を示唆する規定はない。ただし、模 倣品の輸入の違法性について明確に規定している。

不正競争は、以下に示す条項における主要な関心事である。ビジネスに経済的損害を与える全ての詐欺的行為は、以下の条項により禁止される。不正競争の概念は漠然としており、他の同業者に損害を与える競合者の様々な行為が含まれている。このような定義のため、商標権者は並行輸入を不正競争の範疇に含めることができ、訴訟の主要な論拠となっている。

• 第176.1条

関税消費税局は、登録商標権者または独占使用権の受益者の申請に応じて、当該商標と同一または類似で混同を生じる商標を付した、侵害の疑いのある商品の自由な流通を差し止めることができる。

上記の申請は、保護される権利の侵害が存在すると推定できる適切な証拠により裏付ける 必要があり、関税消費税局が被疑侵害品を合理的に確認できるように、権利者が合理的に 知っていると思われる十分な情報を提供しなければならない。

実施された差止措置は直ちに関税消費税局から、申請人および当該商品の照会者または保有者に通知される。

上記第1段落に言及された差止申請は、1年間にわたり、または当該商標保護の残存期間が1年未満の場合は、その残存期間にわたり有効である。

• 第184条

産業上または商業上の誠実な慣行に反するあらゆる競争行為は、不正競争行為とみなされる。

以下の行為は禁じられる。

- (1) 何らかの方法で競合者の事業所、製品または産業上/商業上の活動との混同を 生じると思われる全ての行為
- (2) 競合者の事業所、製品または産業上/商業上の活動の信用を傷つけると思われる、取引の過程における虚偽の主張
- (3) 商品の性質、製造方法、特徴、性能または数量に関して、取引の過程で公衆に誤認を生じる恐れのある表示または主張

• 第 203 条

侵害訴訟が裁判所に提起されている場合、裁判長は非公開審理で、日割罰金を科して暫定的に被疑侵害行為の継続を禁じる、または産業財産権者またはライセンシーに補償するための担保の提供を条件として、当該行為を継続させることができる。

差止命令または担保提供を求める請求が認められるのは、本案訴訟に十分な根拠がある と思われ、権利者が訴訟の根拠となる事実に気づいた日から 30 日以内に本案訴訟を提起 した場合に限られる。

裁判官は、後に侵害訴訟が事実無根と判断された場合に被告の損害を補償するための担保を原告が提供することを条件として、差止命令を出すことができる。

• モロッコにおける並行輸入に関連する著作権・著作隣接権法

ヒジュラ暦 1420年11月9日(2000年2月15日)付けの勅令第1-00-20号により公布された、著作権・著作隣接権に関する法律第2-00号 ⁴⁰に従い、著作者の許可を受けていない著作物の輸入は、以下に示すモロッコ法により禁止・処罰される。

• 第10条

下記第 11 条から第 22 条の規定を前提として、著作者は以下の行為を実施、禁止または許可する独占権を有する。

- (a) 電子形式による一時的保存を含む、恒久的か一時的かを問わない、あらゆる方法または形式による自己の作品の再発行および複製
- (b) 自己の作品の翻訳
- (c) 自己の作品の翻案、編曲その他の変更
- (d) レンタルまたは公衆への貸与の対象となる原本またはコピーの所有者に関係なく、自己の視聴覚作品、レコード/コンピュータプログラム/データベースに組み込まれた自己の作品、または記号形式(楽譜)による自己の音楽作品の原本またはコピーのレンタルまたは公衆への貸与の実施または許可
- (e) 自己の作品の原本またはコピーの販売、レンタル、公衆への貸与その他の所有権または占有の移転による一般頒布、および以前には許可しなかった頒布の実施または許可
- (f) 自己の作品の公演
- (g) 自己の作品のコピーの輸入
- (h) 自己の作品の放送
- (i) 有線その他の手段による、自己の作品の公衆への伝達

• 第50条

⁴⁰ https://bmda.ma/public/doc/textes-officiels/Dahir%20n%C2%B0%201-00-

 $[\]frac{20\%20 du\%209\%20 kaada\%201420\%20 (15\%20 f\%C3\%A9 vrier\%202000)\%20 portant\%20 promulgation\%20 de\%20 la\%20 loi\%20 n\%C2\%B0\%202-$

 $[\]frac{00\%20 relative\%20 aux\%20 droits\%20 d\%E2\%80\%99 auteur\%20 et\%20 droits\%20 voisins\%20 (B.O\%20 n\%C2\%B0481)}{0\%20 page\%20604).pdf}$

第 54 条から第 56 条の規定を前提として、実演家は以下の行為を実施または許可する独占権を有する。

- (a) 自己の実演の放送。ただし、第55条に基づく固定以外の実演の固定から放送される場合、または最初にその実演を放送する放送機関により許可されて再放送される場合を除く。
- (b) 自己の実演の公衆への伝達。ただし、この伝達が実演の放送から行われる場合 を除く。
- (c) まだ固定されていない実演
- (d) 電子形式による一時的保存を含む、恒久的か一時的かを問わない、あらゆる方法または形式による自己の実演の固定の複製
- (e) 販売その他の所有権の移転による、自己の実演の固定物の最初の公衆への頒布
- (f) 自己の実演の公衆へのレンタルまたは貸与
- (g) 各個人が選択する場所と時間において全ての人に提供される、レコードに固定された自己の実演の有線(無線)による公衆への提供
- (h) 自己の実演の固定物の輸入

相反する契約がない限り、以下のことが定められる。

- (a) 放送の許可は、他の放送機関が当該実演を見せることを黙示的に許可するものではない。
- (b) 放送の許可は、当該実演の固定を黙示的に許可するものではない。
- (c) 放送および実演の固定の許可は、当該固定物の複製を黙示的に許可するものではない。
- (d) 実演の固定およびこの固定物の複製の許可は、当該固定物またはその複製から の当該実演の放送を黙示的に許可するものではない。

• 第51条

第54条から第56条の規定を前提として、レコード製作者は以下の行為を実施または許可する独占権を有する。

- (a) 電子形式による一時的保存を含む、恒久的か一時的かを問わない、あらゆる方 法または形式による自己のレコードの直接的または間接的な複製
- (b) 公衆への頒布を目的とした、自己のレコードのコピーの輸入
- (c) 自ら許可した頒布の対象ではない、自己のレコードのコピーの販売その他の所 有権移転手段による公衆への提供
- (d) 自己のレコードのコピーの公衆へのレンタルまたは貸与
- (e) 各個人が選択する場所と時間において全ての人に提供される、自己のレコード の有線(無線)による公衆への提供
- (f) 自己のレコードの公衆への伝達
- (g) 自己のレコードの放送

• モロッコにおける並行輸入に関連する意匠法等

意匠権や集積回路の回路配置は、モロッコにおいて法律第 17-97 号により保護されている。以下に示す条項が述べているように、意匠権者は自己の作品の輸入を自由に禁止できる。

• 第99条

以下の行為は、集積回路の回路配置(配置設計)の権利者の同意がない場合には、禁止される。

- (a) 集積回路への組み込みによるかどうかを問わず、保護される回路配置(配置設計)の全体または一部を複製する行為。ただし、上記第 91 条に言及された独創性の要件を満たしていない部分の複製行為を除く。
- (b) 保護される回路配置(配置設計)、保護される回路配置(配置設計)が組み込まれている集積回路、またはかかる集積回路を組み込んでいる物品の輸入、販売その他の商業目的の流通行為。ただし、当該物品が違法に複製された回路配置を継続的に含んでいる範囲に限る。

• 第124条

意匠または工業モデルの登録は、その権利者に対し、他者による商業または産業目的の以下の行為を禁じる権利を与える。

- (a) 実施を目的とした意匠または工業モデルの複製
- (b) 登録された意匠または工業モデルを複製する製品の輸入、販売申込または販売
- (c) 販売申込または販売を目的とした当該製品の保有

上記(a)に言及された行為は、かかる複製が登録された意匠または工業モデルに対する派 生的な差異を含んでいる、または当該意匠もしくは工業モデルとは異なる種類の製品に関 係しているという事実のみによって、合法となることはない。

• 米国-モロッコ自由貿易協定

米国は、FTA の構想で WTO の規則より遥かに厳しい規則を導入した。知的財産権に関連する FTA の第 15 章は、特許製品の市場取引に関する規制上の承認取得について厳格な制約を定めている。このモロッコとの間の FTA に規定された保護レベルは、これまでに途上国と締結された二国間協定の中で最も高いとされている。そのため、米国もモロッコも特許製品の並行輸入を許可できない。並行輸入は模倣品の輸入ではないことを忘れてはならない。並行輸入品は、特許権者またはその許可を得た者によりいずれかの国で取引された後、特許権者の許可なしに別の国に輸入される製品である。

自由貿易協定の第 15.9.4 項において、当該製品の特許権者は自己の製品を輸入する独 占権を有すると明記されている。それゆえ FTA に基づき、米国もモロッコも、特許権者が契 約その他により輸入に制約を設ける場合を除き、特許権者以外の個人が特許製品を他の 国から、または特許権者の国から輸入することを許可できない。

「各当事者(国)は、特許権者の同意を得ていない特許製品または特許方法から得られる製品の輸入を阻止する特許権者の独占権が、自国の領域外での当該製品の販売または流通により制限されないことを規定する」。米国-モロッコ自由貿易協定、第15.9.4条。

この条項は、モロッコにおける将来の医薬品の入手について懸念を引き起こした。途上国であるモロッコでは、薬代を自腹で支払う大勢の農村部の貧困層の間に伝染病が蔓延したことがある。医薬品の規制上の承認取得に対する制約は、おそらくモロッコ市場において医薬品の価格を引き上げるだろう。

FTA により課せられた制約は、TRIPS 協定の第6条と矛盾する。TRIPS 協定により、WTO 加盟国は公衆衛生を促進するための措置の実施を妨げられないと宣言されていた。そのた

めに弾力性が規定されていた。これらの弾力性には、医薬品の利用を促進するために強制 実施権を与える国の権利、およびかかる製品の並行輸入を許可する自由が含まれている。

並行輸入を防止する手段と手続

モロッコの裁判所は、市場における不正競争の防止に極めて意欲的であり、このような姿勢は、先述した法律第 17-97 号の様々な条項に十分に示されている。それゆえ、商標権者はこの事実を考慮に入れて、不正競争および自己の会社や製品が被った/被るおそれのある損害により、並行輸入業者による商標の濫用を立証すべきである。

事例

カサブランカの控訴商事裁判所は、周知のウイスキー商標を付した真正品の並行輸入業者に対して不利な判決を下している。

X 社は世界的に知られたアルコール飲料の大手企業である。その飲料製品群には、180 か国以上で占有される 200 のブランドが含まれる。X 社は正規再販業者のネットワークを通して自社製品を販売している。しかし、このブランド所有者により許可された正規流通ルートと並行して、複数の非正規販売業者がグレーマーケットで販売するために、これらの製品を輸入している。

当該商標は 1992 年 6 月 3 日にモロッコ工商業財産庁(OMPIC)に出願されており、A 社の排他的権利に言及している。

モロッコにおける当該製品の正規販売業者であり、独占輸入業者・販売店である A 社は、1999年5月4日に商事裁判所に対し、モロッコ市場における非正規サプライヤ B 社の介入により損害を被ったと訴えた。顧客は被疑者が販売する製品を原告からのものと考えて購入しており、原告の信用を傷つけていると、A 社は主張した。それゆえ A 社は、B 社による当該製品の流通と商取引を禁じる判決を裁判所に求めた。

1999年11月2日、X社は同裁判所に上申書を提出し、過去50年続く正式な契約を通して、A社はモロッコにおける輸入と流通の独占権を与えられてきたと主張した。X社は、モロッコにおける当該製品の商取引によりA社が被った重大な損害を強調した。また、B社は欧州の卸売業者から当該製品を入手し、商標権者に許可を求めることなく流通させていると、原告は付け加えた。その後X社は、モロッコ市場における当該商標の知名度を利用して不当利得を得たとして、被告を訴えた。原告は自己の申立に基づき、モロッコ市場における当該商標を付した当該ウイスキー製品の輸入、流通および商取引を完全に禁止することを強く主張し、X社とA社が被った損失の補償金の支払を被疑者に命じるよう求めた。

1916 年 6 月 23 日の勅令に従い、商事裁判所は次の理由により、原告の要求を退けた。 当該勅令の第 121 条の一部と、さらに不正競争を根拠として、同じ商標を付した同一の商 品の輸入および商取引は、侵害には当たらず、需要者の誤認も生じないため、不正競争と はみなされないと思われる。その一方で、X 社および A 社間の独占契約と、B 社の義務との 間には、いかなる関係も関連性もなかった。この契約は契約当事者のみを拘束し、第三者 は対象外である。

商事裁判所は訴状が事実無根であると宣言し、訴えを退けた。

そのため X 社と A 社は控訴した。 勅令の第 120 条に基づき商標権者の同意なく商標を使用する者は処罰されると、両社は反論した。 さらに独占契約が相対的であるという裁判所の表明にも異議を唱えた。 実際、これは明らかに勅令の条項の誤った解釈である。 加えて、モロッコの法律が、独占契約の一部として商品の流通の排他的独占権を禁止しているという証拠は何もない。

カサブランカの控訴商事裁判所は、先の判決を破棄した。実際、独占契約は競争と矛盾するものではないと述べた。さらに独占権が適用される場合でさえ、法律は真正品の販売業者を有罪とはしないとも述べた。しかしながら、独占販売店に被害が生じる場合は、例外を適用できる。本件の場合、正規販売店以外の販売店の存在が、A社の顧客の分散を引き起こしたため、A社の利益が減少した。

これらの理由により、裁判所は控訴の対象となった判決を破棄した。B 社は、当該製品の展示、輸入および商取引を禁じる判決を受けた。

並行輸入業者である B 社による商標の使用が禁じられたことにより、他の商標権者たちは モロッコにおける自社製品の並行輸入に異議を唱えることが容易になったと考えられる。

[特許庁委託事業]

GCC 諸国、トルコ、エジプトおよびモロッコにおける並行輸入知財制度調査

2020年3月発行

[作成協力] SMAS Intellectual Property

[発行・編集] 独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部

TEL: +971-4-5645878

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp



本報告書は、日本貿易振興機構が 2020 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。